

# 令和7年第1回議会定例会会議結果

|    |           |                                                                   |
|----|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1  | 定例会・臨時会の別 | 第1回定例会                                                            |
| 2  | 開会        | 令和7年 3月 5日                                                        |
| 3  | 閉会        | 令和7年 3月12日                                                        |
| 4  | 会期        | 8日（うち会期延長日なし）                                                     |
| 5  | 議員の出席     | 5日 出席11名 欠席 0名<br>6日 出席11名 欠席 0名<br>12日 出席11名 欠席 0名               |
| 6  | 議案件数      | 34件（うち議員提出5件）                                                     |
| 7  | 議決の状況     | (1)原案可決 26件<br>(2)原案承認 4件<br>(3)報告済 1件<br>(4)原案同意 2件<br>(5)採 択 1件 |
| 8  | 法第99条の意見書 | 1件                                                                |
| 9  | 委員会       | 予算審査特別委員会付託 13件                                                   |
| 10 | その他       | 傍聴者 5日 5名<br>6日 15名<br>12日 2名                                     |
| 11 | 会議書の写し    | 別紙のとおり添付                                                          |
| 12 | 議案書の写し    | 別紙のとおり添付                                                          |

令和7年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和7年3月5日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 湯 本 要   | 2番  | 西 股 裕 司 |
| 3番  | 星 真 希   | 4番  | 熊 木 恵 子 |
| 5番  | 佐 藤 妙 子 | 6番  | 細 川 美喜男 |
| 7番  | 加 藤 真 悟 | 8番  | 石 川 康 弘 |
| 9番  | 高 橋 修 平 | 10番 | 家 塚 雅 人 |
| 11番 | 側 瀬 敏 彦 |     |         |

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 4番 | 熊 木 恵 子 | 5番 | 佐 藤 妙 子 |
|----|---------|----|---------|

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

|      |       |      |         |
|------|-------|------|---------|
| 事務局長 | 斉 藤 隆 | 議事係長 | 富 木 孝 郎 |
|------|-------|------|---------|

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長     | 大 崎 貞 二 | 教 育 長   | 西 田 篤 人 |
| 農業委員会会長 | 鍋 山 洋 一 | 監 査 委 員 | 白 倉 敏 美 |

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 副 町 長   | 小 林 史 典 | 総 務 課 長 | 笠 原 大 介 |
| まちづくり課長 | 藤 田 雅 章 | 住 民 課 長 | 藤 木 雅 彦 |
| 税 務 課 長 | 渡 辺 廣 貴 | 保健福祉課長  | 谷 藤 朋 代 |
| 産業振興課長  | 岩 本 聖   | 都市整備課長  | 黒 島 滋 規 |
| 会計管理者   | 蛭 沢 千 晴 | 病院事務長   | 渡 部 浩 二 |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和7年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

4番 熊木 恵子議員、5番 佐藤 妙子議員。以上御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和7年第1回議会定例会の運営について、去る2月26日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として条例関係1件、議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件。町からは執行方針2件、令和6年度各会計補正予算6件、条例関係11件、令和7年度各会計予算6件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月5日から3月13日までの9日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月5日から3月13日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は3月5日から3月13日までの9日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和6年12月分及び令和7年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

- 町 長                   ・ 3 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。  
本議会定例会にあたり、4 件の行政報告を行います。
- 初めに、旧南幌高等学校についてご報告します。旧南幌高等学校につきましては、東京都に本部を置く学校法人が施設を取得し、今後、北海道議会での財産処分の議決を経て、令和 9 年 4 月の通信制高等学校の開校を目指し、許認可手続きが進められる予定です。
- 次に、あったか灯油支給事業の実施結果についてご報告します。灯油価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の町民税非課税世帯を対象に実施した本事業につきましては、1 2 月 1 6 日から 1 月 2 4 日までの受付期間において、5 4 7 件の申請があり、支給決定 4 6 6 件、支給費総額 6 0 5 万 8, 0 0 0 円をもって事業を終了しました。
- 次に、子育て世代住宅建築費助成事業についてご報告します。本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代を対象とした本事業の認定申請件数につきましては、2 月 2 8 日現在で 8 8 件となり、昨年度の認定分を含め、年度内に 5 8 棟の住宅が完成する見込みです。また、みどり野きた住まいるヴィレッジにつきましては、本年度 3 棟が新築され、ゼロカーボンヴィレッジについては、現在 1 棟が建築中となっています。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進の取組を進めてまいります。
- 次に、道央圏連絡道路「中樹林道路」の開通についてご報告します。中樹林道路につきましては、国土交通省北海道開発局より、本年 3 月 1 5 日に開通記念式が行われ、同日 1 6 時に開通することが公表されました。これにより、本町へのアクセスが向上し、農産物等の流通、企業立地の促進、観光周遊など、地域経済の活性化に繋がるものと期待しています。残りの区間である長沼南幌道路の早期完成に向け、引き続き、関係自治体と連携し要望活動を行ってまいります。以上、一般行政報告とします。
- 議 長                   以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。  
●日程 4 令和 7 年度町政執行方針演説を行います。  
町長。  
町 長                   (令和 7 年度町政執行方針演説をする。)  
議 長                   以上で、町政執行方針演説を終わります。  
●日程 5 令和 7 年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。  
教 育 長               (令和 7 年度教育行政執行方針演説をする。)  
議 長                   以上で、教育行政執行方針演説を終わります。両執行方針演説につ  
きましては、ただいまをもって終結いたします。  
1 0 時 5 5 分まで休憩をいたします。  

(午前 1 0 時 4 3 分)  
(午前 1 0 時 5 5 分)
- 議 長                   休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
日程 6 議案第 1 号から日程 1 0 議案第 5 号までの 5 議案につ  
きまして、関連がございますので一括提案をいたします。  
●日程 6 議案第 1 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算

(第11号)

- 日程7 議案第2号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程8 議案第3号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程9 議案第4号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程10 議案第5号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)

以上5議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第1号から議案第5号までの5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第11号)につきましては、歳出では、減債基金積立金、障がい者自立支援給付費、保育施設等給付費の追加、農業経営高度化促進事業費、下水道事業会計繰出金の減額、歳入では、普通交付税、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、寄附金の追加、並びに事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,558万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,027万9,000円とするものです。

次に、議案第2号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、歳出では、過年度保険給付費等償還金、直診施設勘定繰出金の追加、歳入では、道支出金、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,911万4,000円とするものです。

次に、議案第3号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、介護保険事務システム改修費の追加、地域支援事業費、基金積立金の減額、歳入では、介護保険料、国庫支出金、道支出金、支払基金交付金、並びに一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億360万3,000円とするものです。

次に、議案第4号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,882万8,000円とするものです。

次に、議案第5号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、下水道事業収益、一般会計繰入金、並びに事務事業費等の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では、既定予算から768万7,000円を減額し、3億1,458万5,000

議 長  
副 町 長

0円とし、収益的支出では、既定予算から980万2,000円を減額し、3億2,885万5,000円とするものです。資本的収入では、既定予算に2億4,923万8,000円を追加し、5億6,445万5,000円とし、資本的支出では、既定予算に2億5,306万5,000円を追加し、6億4,763万8,000円とするものです。

議案第1号につきましては副町長が、議案第2号及び議案第4号につきましては住民課長が、議案第3号につきましては保健福祉課長が、議案第5号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第1号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第11号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書20ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額899万8,000円の減額です。地方公共団体情報システム標準化対応事業で、戸籍総合システム標準化対応業務につきまして、国のスケジュール変更により、令和7年度での実施となったことから減額するものでございます。

3目財産管理費、補正額1,911万3,000円の追加です。財産管理経費で、減債基金積立金は、令和7年度分の臨時財政対策債償還経費として普通交付税が追加交付されたことにより積み立てるものです。ふるさと応援基金積立金は、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額1,350万円の減額です。みどり野団地等販売管理事業で、きた住まいるヴィレッジ、ゼロカーボンヴィレッジ建築実績による減額、生活路線等交通対策事業で、中央バス路線維持負担金確定による減額、高度無線環境整備推進事業で、道央圏連絡道路に係る国の補償工事が後年次での実施となったことにより減額するものです。次ページにまいります。

5目企業誘致推進費、補正額700万円の減額です。企業誘致推進事業で、交付予定企業が奨励金支給要件の対象外となったため減額するものです。

7目交通安全対策費、補正額103万3,000円の減額です。交通安全対策推進事業で、交通安全指導車購入に係る入札執行残を減額するものです。

9目職員給与費、補正額800万円の減額です。職員給与費で、共済組合基礎年金拠出金負担金率の変更により減額するものです。

10目諸費、補正額113万2,000円の減額です。名誉町民町葬執行委員会交付金事業で、町葬執行経費の確定により減額するものです。

次に、4項2目町長選挙費、補正額492万3,000円の減額です。町長選挙事業で、次ページにかけて、執行経費の確定により減額するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額2,782万5,00

0円の減額です。国民健康保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。低所得者支援等給付金事業で、事業費の確定により減額するものです。なお、実績として、令和6年度非課税世帯並びに令和6年度新たに均等割のみ課税世帯については190世帯、1,900万円を支給、子育て加算につきましては29世帯、57人分で285万円、定額減税補足給付金については1,470人、6,269万円を支給しています。社会福祉総務経費で、あったか灯油支給事業費の確定により減額するものです。

2目障がい者福祉費、補正額3,074万1,000円の追加です。地域生活支援事業で、町内事業所の開設に伴う利用者増加により追加するものです。障がい者福祉経費で、障害者総合支援法の改正に伴う給付費単価の改定並びに利用者の増加により追加するものです。

3目高齢者福祉費、補正額151万1,000円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

4目地域包括支援センター事業費、補正額109万6,000円の減額です。地域包括支援センター事業で、実績により減額するものです。

5目重度心身障がい者福祉費、補正額50万円の追加です。重度心身障がい者医療費助成経費で、対象件数の増加により追加するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額267万3,000円の減額です。後期高齢者医療事業で、18節負担金補助及び交付金で、北海道後期高齢者医療広域連合負担金確定による減額、27節繰出金で、詳細は、後ほど後期高齢者医療特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額5万3,000円の追加です。児童福祉総務経費で、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。次ページにまいります。

3目保育所費、補正額2,057万5,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、保育所等運営費補助金の確定による減額、保育施設等給付費で、保育士等の処遇改善による給付費単価の改定並びに転入により認定こども園、町外の保育所・認定こども園利用者の増加に伴い追加するものでございます。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額136万円の追加です。母子保健事業で、12節委託料で、利用者の増加による産後ケア業務委託料の追加、22節、償還金利子及び割引料で、令和4年度及び令和5年度出産・子育て応援交付金並びに令和5年度母子保健衛生費補助金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。

3目環境衛生費、補正額62万円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

2項1目じん芥処理費、補正額131万4,000円の減額です。ごみ処理対策事業で、南空知公衆衛生組合もみ殻破碎機修理費負担金を追加し、道央廃棄物処理組合負担金の確定により減額するものです。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額167万5,000円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で、事業費の確定によるものです。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額4,657万1,000円の減額です。耕地利用高度化推進事業で、事業費の確定による減額、農業経営高度化促進事業で、次ページにかけまして、農業経営高度化促進事業負担金の確定による減額、担い手育成対策事業で、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、麦・大豆生産技術向上事業補助金の確定による減額、環境保全型農業直接支援対策事業で、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の確定により減額するものです。

3目農地費、補正額461万8,000円の追加です。土地改良事業経費で、農業農村整備事業推進本部負担金及び農業水利施設に対するエネルギー価格高騰対策として、北海土地改良区への補助金を追加するものです。

4目機場施設管理費、補正額183万4,000円の減額です。機場施設管理事業で、14節工事請負費で、次ページにかけまして、幌向運河調整池等浚渫工事入札執行残を減額し、18節負担金補助及び交付金で、豊幌排水機場維持管理費負担金を追加するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額160万2,000円の減額です。商工会運営助成事業で、商工会運営補助金の確定による減額、中小企業資金利子補給事業で、利子補給補助金新規融資分の追加、地域おこし協力隊設置事業で、企業・事業承継支援補助金の確定による減額、商工振興経費で、次ページにかけて、南空知4町による広域消費生活相談窓口業務負担金を追加するものです。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,980万6,000円の減額です。町道管理経費で、10節需用費で、道路照明のLED化に伴う電気料金の減額、12節委託料で、南16線西16号橋補修設計業務入札執行残の減額、14節工事請負費で、西20号河道浚渫工事から次ページにかけて、南11線西7号橋架替工事まで、それぞれ入札執行残の減額、18節負担金補助及び交付金で、橋梁点検負担金の確定により減額するものです。

次に、3項1目都市計画総務費、補正額561万2,000円の減額です。都市計画総務経費で、準工業用地等整備工事入札執行残を減額するものです。

2目公園費、補正額353万円の減額です。公園施設管理事業で、中央公園電気設備改修工事入札執行残の減額、温泉周辺整備事業で、温泉周辺整備実施設計入札執行残を減額するものです。

3目公共下水道費、補正額1,708万1,000円の減額です。下水道事業会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

4項1目住宅管理費、補正額326万7,000円の減額です。町公営住宅管理事業で、夕張太公営住宅改修工事入札執行残を減額するものです。

次に、８款消防費１項１目消防費、補正額１，３５７万１，０００円の減額です。内容につきましては、消防費に関する明細書で説明いたします。予算書４０ページをごらんください。歳入、消防費、補正額８３０万円の追加です。令和５年度決算に伴う繰越金を追加するものです。次ページにまいります。

歳出、消防費、補正額５２７万１，０００円の減額です。消防組合本部運営助成事業で、１３万３，０００円の減額、消防南幌支署運営事業で、５１３万８，０００円の減額。それぞれ事業費の精査によるものでございます。予算書３１ページにお戻りください。

９款教育費１項３目教育振興費、補正額９１８万３，０００円の減額です。中学生国際留学プログラム事業で、次ページにかけまして、事業費の確定による減額、少人数学級教職員加配事業で、本年度、小学６年生が北海道の基準である３５人学級の対象となったことから町独自で配置する教職員の報酬等を減額、地域おこし協力隊設置事業で、令和６年１０月任用に伴う報酬の精査により減額するものでございます。次ページにまいります。

３項２目教育振興費、補正額９９万４，０００円の減額です。教育振興経費で、部活動全道大会等補助金の精査による減額です。

次に、１０款公債費１項１目元金、補正額１１６万４，０００円の減額です。地方債償還元金の確定によるものです。

２目利子、補正額１０４万４，０００円の減額です。地方債償還利子の確定によるものです。

次に、１１款予備費１項１目予備費、補正額９８万９，０００円の追加です。総務費、賦課徴収費、償還金利子及び割引料への充用分を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書１４ページをごらんください。

１１款地方交付税１項１目地方交付税、補正額７，６３８万５，０００円の追加です。普通交付税再算定によるもので、本年度の普通交付税額は２４億６，８４７万２，０００円となり、昨年度の交付額より、１億１，３００万１，０００円の増となります。

次に、１３款分担金及び負担金２項３目土木費負担金、補正額７９万３，０００円の減額です。準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社負担金の確定によるものです。

次に、１５款国庫支出金１項１目民生費国庫負担金、補正額２，０８２万６，０００円の追加です。次ページにかけて、それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

次に、２項１目総務費国庫補助金、補正額３，４７２万４，０００円の追加。

２目民生費国庫補助金、補正額１４０万円の減額。

３目衛生費国庫補助金、補正額４１万２，０００円の減額。

４目土木費国庫補助金、補正額４２９万４，０００円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

１６款道支出金１項１目民生費道負担金、補正額１，２３９万３，０００円の追加。

2目土木費道負担金、補正額95万6,000円の追加。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

2項1目総務費道補助金、補正額90万円の減額。

2目民生費道補助金、補正額90万円の減額。

4目農林水産業費道補助金、補正額2,150万9,000円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

次に、17款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額98万円の追加です。光ファイバ貸付料の確定によるものです。次ページにまいります。

18款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額220万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、札幌市 株式会社セコマ様、大阪市 太陽工業株式会社様、札幌市 ホクレン農業協同組合連合会様よりご寄附いただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億8,586万9,000円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額830万円の減額です。充当財源の精査により財源調整を行うものです。

次に、21款諸収入5項1目総務収入、補正額30万円の追加。

3目農林水産業収入、補正額1,331万3,000円の減額。

5目雑入、補正額416万2,000円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものでございます。次ページにまいります。

22款町債1項1目総務債、補正額420万円の減額です。充当財源の変更により減額するものです。

2目農林水産業債、補正額630万円の減額。

3目土木債、補正額2,200万円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億2,558万8,000円を減額し、補正後の総額を74億3,027万9,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費の説明を行います。予算書7ページをごらんください。第2表、繰越明許費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、令和6年第5回議会臨時会で第10号補正として追加した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、本年6月下旬までの支給を予定していることから、一部を翌年度に繰り越し、事業を実施するものでございます。生活応援チケット事業は、同じく第10号補正予算として追加した生活応援チケット事業補助金について、チケット使用期間を4月30日までとしていることから、一部を翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。次ページにまいります。

次に、債務負担行為補正の説明を行います。第3表、債務負担行為補正、変更です。中小企業総合振興資金利子補給について、事業費の確定により、期間及び限度額を変更するものです。次ページにまいります。

次に、地方債補正の説明を行います。第4表、地方債補正、変更です。農業競争力基盤強化特別対策事業から公営住宅改修事業までの8

議 長  
住民課長

事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。次ページにまいります。

廃止です。低公害車購入事業について、充当財源の変更により廃止するものでございます。以上で、議案第1号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第2号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額87万5,000円の減額です。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う加入者情報の通知に係る周知広報等事業及び産前産後保険税免除に係る国保システム改修業務の完了に伴い、通信郵送料及びシステム改修費を減額するものです。

次に、3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、補正額はありません。歳入の一般会計繰入金の追加補正に伴い、財源内訳を補正するものです。

次に、8款諸支出金1項3目その他償還金、補正額45万2,000円の追加です。国庫支出金で、過年度分の保険給付費等交付金及び出産育児一時金臨時補助金の確定に伴い、超過交付金を償還金として追加するものです。次ページにまいります。

2項1目直診施設勘定繰出金、補正額205万5,000円の追加です。病院事業会計への繰出金を追加するものです。詳細については、後ほど病院事業会計補正予算で説明いたします。

続いて歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款国庫支出金1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額27万円の減額です。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に係る補助金の確定により減額するものです。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額145万円の追加です。特別交付金で産前産後保険税免除システム改修に係る交付金の確定により60万5,000円を減額、直診施設勘定繰出金に係る交付金205万5,000円を追加するものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額168万7,000円の追加です。保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定により、国民健康保険基盤安定繰入金を減額、未就学児均等割保険税繰入金及び産前産後保険税繰入金をそれぞれ追加するものです。次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税措置額の確定により追加するものです。次の国民健康保険出産育児一時金等繰入金では、出生数を見込み追加するものです。次ページにまいります。

2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額123万5,000円の減額です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、補正後の

総額を１０億１，９１１万４，０００円とするものです。以上で議案第２号の説明を終わります。

保健福祉課長。

それでは議案第３号 令和６年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第３号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。１１ページをごらんください。

１款総務費１項１目一般管理費、補正額６０万５，０００円の追加。介護保険料の算定基準見直しによる介護保険業務システムの改修による追加です。

２款保険給付費１項２目地域密着型サービス給付費、補正額１，２００万円の減額。主に認知症対応型通所介護の利用減少に伴う減額です。

３目施設介護サービス給付費、補正額５，９６０万円の追加。施設利用者の増加と、１件当たりの給付費の増加に伴う追加です。

６目居宅介護サービス計画給付費、補正額５０万円の追加です。１２ページをごらんください。

２項１目介護予防サービス給付費、補正額４２０万円の減額です。

３目介護予防福祉用具購入費、補正額２０万円の追加です。

４目介護予防住宅改修費、補正額３０万円の追加です。

４項１目高額介護サービス等費、補正額８０万円の追加です。

５項１目高額医療合算介護サービス費、補正額３０万円の減額です。

６項１目特定入所者介護サービス費、補正額４５０万円の減額です。

以上、保険給付費の補正につきましては、利用実績の精査に伴うものでございます。

３款地域支援事業費１項１目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額４１０万円の減額。１件当たりの利用料が減ったことによる減額です。次ページにまいります。

２項６目任意事業費、補正額１０９万円の減額。利用者の入退院により、利用件数の減少による減額です。

４款基金積立金１項１目介護給付費等準備基金積立金、補正額２８１万６，０００円の減額です。保険給付費の補正による、財源調整によるものです。

次に、歳入の説明をいたします。７ページをごらんください。

１款介護保険料１項１目第１号被保険者保険料、補正額、現年度分５６６万２，０００円の追加です。被保険者数と保険料段階の精査によるものです。

２款国庫支出金１項１目介護給付費負担金、補正額、現年度分２５４万５，０００円の追加です。

２項１目調整交付金、補正額２８８万４，０００円の追加です。

２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額８２万円の減額です。

３目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額４１万９，０００円の減額です。８ページをごらんください。

6 目事業費補助金、補正額 3 0 万 2, 0 0 0 円の追加。介護保険料改定のシステム改修に係る事業費補助金の確定に伴う追加です。

3 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金、補正額 1, 3 9 3 万円の追加です。

2 目地域支援事業交付金、補正額 8 1 万円の減額です。

4 款道支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、補正額 8 9 3 万 6, 0 0 0 円の追加です。次ページにまいります。

2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 5 1 万 2, 0 0 0 円の減額です。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額 2 1 万円の減額です。

6 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金、補正額 5 0 5 万円の追加です。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 5 1 万 2, 0 0 0 円の減額です。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額 2 1 万円の減額です。次ページにまいります。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額 3 1 2 万円の減額です。第 1 段階から第 3 段階までの介護保険料軽減負担金の確定によるものでございます。

5 目その他一般会計繰入金、補正額 3 0 万 3, 0 0 0 円の追加です。介護保険料改定のシステム改修に係る町負担分です。

歳入の補正の主な理由としましては、歳出で説明しました保険給付費や地域支援事業費などの利用実績の精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 3, 2 9 9 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 9 億 3 6 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第 4 号 令和 6 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。初めに歳出から説明いたします。予算書 8 ページをごらんください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 3 7 4 万円の追加です。事務費負担金、広域連合共通経費分では、負担金の確定により追加するものです。事務費負担金、広域連合共通経費分では、負担金の確定により減額するものです。次の保険料等負担金では、保険料の収納見込みにより追加するものです。次の保険基盤安定負担金では、負担金の確定により減額するものです。

続いて歳入の説明をいたします。予算書 7 ページをごらんください。

1 款高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正額 4 1 4 万円の追加です。保険料収納見込みにより追加するものです。

次に、3 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金、補正額 3 1 万 1, 0 0 0 円の追加です。町業務分において精査により追加、広域連合共通経費分で事務費の確定に伴い減額するものです。

2 目保険基盤安定繰入金、補正額 1 0 7 万 5, 0 0 0 円の減額です。

保険基盤安定繰入金の確定により減額するものです。

次に、4款繰越金1項1目繰越金、補正額36万4,000円の追加です。令和5年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ374万円を追加し、補正後の総額を1億3,882万8,000円とするものです。以上で議案第4号の説明を終わります。

都市整備課長。

続いて、議案第5号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)の説明を行います。初めに6ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道事業収益、768万7,000円の減額です。

2項1目他会計補助金、1,708万1,000円の減額です。事業費確定による精査によるものです。

2目負担金111万4,000円の追加です。江別市公社負担金の確定、準工業用地整備公社負担金の確定によるものです。

3目長期前受金戻入、30万1,000円の追加です。長期前受金の確定によるものです。

3項1目過年度損益修正損、797万9,000円の追加です。下水道事業及び農業集落排水事業の消費税確定によるものです。次に7ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、支出です。

1款下水道事業費用980万2,000円の減額です。

1項1目管渠費23節委託料、2目処理場管理費23節委託料、3目ポンプ場費23節委託料は、いずれも入札執行残による精査です。

4目総係費34節負担金、745万円の減額です。江別市公共下水道の維持管理及び起債償還の確定による精査です。

5目減価償却費、201万3,000円の追加です。1節有形固定資産減価償却費、2節無形固定資産減価償却費の区分精査及びその他無形償却費の追加です。次に8ページをごらんください。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息、2節一時借入金利息は確定による精査です。

3項1目過年度損益修正損、320万円の減額です。消費税確定による精査です。次に9ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、収入です。

1款資本的収入2億4,923万8,000円の追加です。

1項1目企業債、1億3,150万円の追加です。1節公共下水道債は、準工業用地等整備事業の補助金採択に伴う企業債の追加及び事業費確定による精査です。詳細は、後ほど資本的支出、工事請負費で説明いたします。

3項1目国庫補助金、1億1,773万8,000円の追加です。

1節国庫補助金は、準工業用地整備事業の補助金採択に伴う社会資本整備総合交付金の追加及び事業確定による精査です。詳細は、後ほど資本的支出、工事請負費で説明いたします。次に10ページをごらんください。

1 款資本的支出、2 億 5, 3 0 6 万 5, 0 0 0 円の追加です。

1 項 1 目建設改良費、2 億 5, 3 1 2 万 6, 0 0 0 円の追加です。

2 3 節委託料は入札執行残による精査です。2 5 節工事請負費は本年度分の事業費の確定と補助金採択分の追加をあわせて精査するものです。なお、補助金採択分追加 2 億 7, 3 1 1 万 9, 0 0 0 円を翌年度に繰り越し、事業を実施するものでございます。3 4 節負担金は、工事負担金確定による追加です。

2 項 1 目企業債償還金、6 万 1, 0 0 0 の減額です。確定による精査です。1 ページにお戻りください。

第 2 条、収益的収入及び支出につきまして、下水道事業収益の総額を既定予算額から 7 6 8 万 7, 0 0 0 円を減額し、3 億 1, 4 5 8 万 5, 0 0 0 円に、下水道事業費用の総額を、既定予算から 9 8 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、3 億 2, 8 8 5 万 5, 0 0 0 円に補正するものです。

続いて第 3 条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の総額を既定予算から 2 億 4, 9 2 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、5 億 6, 4 4 5 万 5, 0 0 0 円に、資本的支出総額を既定予算額から 2 億 5, 3 0 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、6 億 4, 7 6 3 万 8, 0 0 0 円に補正するものです。次に 2 ページをごらんください。

続いて第 4 条、企業債補正の説明を行います。変更です。江別市南幌関連負担事業、準工業用地等下水道整備事業、晩翠污水中継ポンプ場整備事業の 3 事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

続いて第 5 条は、第 2 次補正予算財源の一般会計からの補助金の減額によるもので、下水道事業会計予算第 9 条本文中、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金の金額を 1 億 1 1 9 万 1, 0 0 0 円から 8, 4 9 1 万円に改める。以上で議案第 5 号の説明を終わります。

議 長

ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩をいたします。

(午前 1 1 時 4 1 分)

(午後 1 時 0 0 分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

午前中に補正予算説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第 1 号 令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 1 1 号）の質疑を行います。

4 番 熊木 恵子議員。

熊木議員

2 3 ページの、社会福祉費の中のあったか灯油について伺います。先ほど町長の行政報告の中で、5 4 7 件の申請があって、支給決定は 4 6 6 件ということでした。これを見ると 8 1 件が不採択になったということなんですけれども、以前よりも案内通知は見やすくなって、わかりやすくなったかと思うんですけれども、やっぱりこの昨今すごく灯油が上がって、1 万 3, 0 0 0 円の支給ということでは、すごく

当たるかなと思って期待して、窓口に行った方が多いと思うんですよね。それで、その場合、該当にならなかった方には十分説明されて、納得してもらっているのか。それが1点伺いたいのと、どのようなその窓口の対応の中で、何かそういう意見とかがあったのかということをお聞きしたいです。

それから、福祉課だけでなく税務とか各課一緒に連携しながらその通知を送っていると思うんですけども、明らかに該当にならないんじゃないかと思われるところにも、それはフローチャートを辿っていくと、該当になりませんと書いているんですけども、そのような方も申し込みに来られているのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

あったか灯油について、該当にならなかった方に対して、納得しているのかどうかということなんですけれども、窓口でなるかならないかについては、調べてみないとわからないということで説明をしておりますし、ならないということについても、特に苦情については特に来っていない状況でございます。

また、通知に関しては、該当になる方一律送っているわけなんですけど、昨年度もならなくて、苦情というか、該当にならないから通知しなくてもいいと言われた方については通知をしていない状況でございます。ですので多くの方は納得して申請を受けていただいたのと、あと、該当にならなくても苦情のほうはなかったということでお知らせいたします。以上です。

議長  
熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

ただいま福祉課長のほうから今説明がありましたけれども、前も議会報告懇談会の中でもちょっと意見が出されたことがあるんですけども、全くその当たらないというか、そういう該当にならないようなところに出す必要はないんじゃないかという意見もありました。で、担当課から見て、障がい者とかいろいろそういうので送るんですけども、明らかにこれはならないということとか、その辺は今後検討するとか、そのようなことはあるのかどうか。それを1点伺いたいと思います。

というのは、やっぱり1万3,000円であっても、それは町の施策として、この福祉灯油、あったか灯油ということをやっていて、やっぱり町民にはすごく喜ばれているし、該当された方はやっぱり助かっていると思うんですよね。そこのところで、先ほどそんなに苦情はないということでしたけれども、やっぱり期待をして行って、その81件が不採択というところは、やっぱりそれはちょっと重要に考えるべきではないかなと思うんですけども、その改善とか何かが、そういう検討とかがあるのかどうかちょっと伺います。

議長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

以前から、熊木議員のほうから、こちらについては問い合わせがあったかと思っております。それで内部でいろいろ個人情報関係で、現形のもと該当にならない方については、通知がしなくてもいいも

のかどうかというところを検討した結果、個人情報のことから、私たちの保健福祉課では、この町民税非課税世帯というのを知ることはできないということで、一律通知している状況でございます。以上です。ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第1号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 令和6年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 令和6年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第6号 令和6年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第6号 令和6年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)につきましては、医業外収益並びに事務事業費等の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では、既定予算に205万5,000円を追加し、7億6,698万3,000円とし、収益的支出では、既定予算から320万円を減額し、7億6,060万9,000円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第6号 令和6年度病院事業会計補正予算(第3号)を説明いたします。最初に、3ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款病院事業収益2項医業外収益、205万5,000円の追加です。

7目補助金1節道補助金で、休暇など常勤医のやむを得ない事情による代替医師の確保に要する経費などに対し、直診施設特別調整交付金として、その3分の2が措置されるものです。

続きまして、4ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、支出です。

1款病院事業費用1項医業費用、320万円の減額です。

3目経費7節光熱水費で、電気料100万円を、8節燃料費で、重油350万円をそれぞれ追加します。電気料につきましては夏期において使用料の増、重油につきましては、冬期において同じく使用料の増と単価の増によるものでございます。18節手数料で、550万円の減額です。臨床検査や医療用産業廃棄物処理などの減によるものです。19節賃借料で、借上料100万円の追加です。訪問診療に係る在宅用医療機器借上料の増などによるものです。20節委託料で、250万円の減額です。委託料全般に係る精査によるものです。

5 目資産減耗費 1 節固定資産除去費で、資産除去 9 0 万円の減額です。固定資産台帳に登載されております資産の精査によるものです。2 節棚卸資産減耗費で、2 0 万円の追加です。使用期限切れの薬品廃棄によるものです。1 ページにお戻り願います。

中段、第 2 条です。病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を既定予算額から 2 0 5 万 5, 0 0 0 円追加し、7 億 6, 6 9 8 万 3, 0 0 0 円に、病院事業費用の総額を既定予算額から 3 2 0 万円減額し、7 億 6, 0 6 0 万 9, 0 0 0 円に補正するものです。以上で議案第 6 号 令和 6 年度病院事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第 6 号 令和 6 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程 1 2 議案第 7 号から日程 2 4 議案第 1 9 号までの 1 3 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程 1 2 議案第 7 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 3 議案第 8 号 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 日程 1 4 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 5 議案第 1 0 号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 6 議案第 1 1 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 7 議案第 1 2 号 職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 8 議案第 1 3 号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 9 議案第 1 4 号 令和 7 年度南幌町一般会計予算
- 日程 2 0 議案第 1 5 号 令和 7 年度南幌町国民健康保険特別会計予算

- 日程 2 1 議案第 1 6 号 令和 7 年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 2 2 議案第 1 7 号 令和 7 年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程 2 3 議案第 1 8 号 令和 7 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

●日程 2 4 議案第 1 9 号 令和 7 年度南幌町下水道事業会計予算  
以上 1 3 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました 議案第 7 号から議案第 1 9 号までの 1 3 議案について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 7 号及び議案第 8 号につきましては、いずれも国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第 9 号及び議案第 1 0 号につきましては、いずれも南幌町特別職報酬等審議会の答申にかんがみ、非常勤特別職の報酬額並びに常勤特別職の給与等を改定するため、本案を提案するものです。

次に、議案第 1 1 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましては、令和 6 年人事院勧告による国家公務員の給与改定にかんがみ、本案を提案するものです。

次に、議案第 1 2 号 職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第 1 3 号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、高等学校等に通学する生徒の通学費補助上限額を改定するため、本案を提案するものです。

次に、議案第 1 4 号から議案第 1 9 号までの 6 議案につきましては、令和 7 年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました「令和 7 年度南幌町各会計予算編成の概要」により、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。

副 町 長 (予算編成概要の朗読により説明する。)

議 長 ただいま上程されました 1 3 議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま上程されました令和 7 年度各会計予算及び関連条例議案等につきましては、議長を除く 1 0 名による予算審査特別委員会を設置して、本 1 3 議案を付託し、休会中に審査してはいかがと思いますが、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員からの御発言は、1 0 名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本 13 議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には石川 康弘議員、副委員長には熊木 恵子議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、佐藤 妙子議員からの提案がありましたとおり、委員長には石川 康弘議員、副委員長には熊木 恵子議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には石川 康弘議員、副委員長には熊木 恵子議員と決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。6 日午前 9 時 30 分まで延会としたいと思います、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって 6 日午前 9 時 30 分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1 時 35 分)

令和7年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和7年3月6日（木）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

|      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 湯 本 | 要   | 2 番  | 西 股 | 裕 司 |
| 3 番  | 星   | 真 希 | 4 番  | 熊 木 | 恵 子 |
| 5 番  | 佐 藤 | 妙 子 | 6 番  | 細 川 | 美喜男 |
| 7 番  | 加 藤 | 真 悟 | 8 番  | 石 川 | 康 弘 |
| 9 番  | 高 橋 | 修 平 | 10 番 | 家 塚 | 雅 人 |
| 11 番 | 側 瀬 | 敏 彦 |      |     |     |

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 熊 木 恵 子 | 5 番 | 佐 藤 妙 子 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

|       |       |       |         |
|-------|-------|-------|---------|
| 事務局 長 | 斉 藤 隆 | 議事係 長 | 富 木 孝 郎 |
|-------|-------|-------|---------|

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 町 長       | 大 崎 貞 二 | 教 育 長   | 西 田 篤 人 |
| 農業委員会 会 長 | 鍋 山 洋 一 | 監 査 委 員 | 白 倉 敏 美 |

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 副 町 長    | 小 林 史 典 | 総 務 課 長 | 笠 原 大 介 |
| まちづくり課 長 | 藤 田 雅 章 | 住 民 課 長 | 藤 木 雅 彦 |
| 税 務 課 長  | 渡 辺 廣 貴 | 保健福祉課 長 | 谷 藤 朋 代 |
| 産業振興課 長  | 岩 本 聖   | 都市整備課 長 | 黒 島 滋 規 |
| 会計管理者    | 蛭 沢 千 晴 | 病院事務 長  | 渡 部 浩 二 |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課 長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課 長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

5日より延会となっております令和7年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程25 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。

一般質問につきましては、通告順に行います。

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員

それでは、教育長に小・中学校における主権者教育の推進について、一般質問を行います。平成28年6月公職選挙法等の改正に伴い、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の重要性が急激に高まり、各自治体の小・中学校、高校では、地域の特性にあわせた独自の取組が進んできています。

文部科学省が示す主権者教育の目的は、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として、担うことができる力を身につけさせることにあります。

私は、子どもたちが社会に興味を持ち積極的に政治に参加する未来を見据え、各学校段階で社会に参画するための資質や能力の形成を目指した教育の推進も必要ではないかと考えています。あわせて、政治の仕組みについて学ぶだけではなく、社会への参加意識を高めていくことも重要と思っています。

今後、効果的な主権者教育の推進や定着には、学校だけでの教育のみならず、家庭や地域とともに社会全体が連携して取り組むことが必要と考えますが、教育長の考えを伺います。

議 長  
教 育 長

教育長。

小・中学校における主権者教育の推進についてのご質問にお答えします。

主権者教育については、これまでも学習指導要領に基づき、小学6年生での社会科、中学3年生での公民において理論的に学び、民主的な意思決定を学ぶ場である学級活動や児童会・生徒会活動などの特別活動と連携することで、より主体的で実践的な学びを進めているところです。

児童生徒が主権者として自立していくためには、知識だけではなく、日常的に他者と関わり、様々な機会を通じて課題を主体的に解決していく力を育んでいくことが必要であることから、家庭や地域、関係機関と連携・協力し、主権者教育を進めてまいります。

議 長  
家塚議員  
(再質問)

10番 家塚 雅人議員。

ただいま教育長から、主権者教育の推進について考え方を伺いました。そこで、もう少し踏み込んで再質問をさせていただきます。現在、当議会では本年3月制定に向けて、議会マニフェストの作業を進めて

おり、昨年11月に、議会だよりにその概要を町民にお知らせしたところでございます。この議会マニフェストは、残り2年間の任期において、町民に対する議会の公約であります。その方向性は、開かれた議会を目指してというものであり、その重点項目の一つとして、主権者教育の推進を掲げています。児童生徒に議会を身近に感じてもらう具体的な取組では、議会による出前講座を考えており、令和7年度より小学校高学年を対象に、役場の仕事、議場の見学や、議会の役割などをわかりやすく説明し、児童と意見交換を行い理解を深めるというものであります。このような出前講座を積み重ね、数年後には中学生による子ども議会までできればと思っております。そこまでいくには当然のことながら学校の理解が必要ですし、行政の理解も必要になってきます。少しお話をさせていただくと、現在、議会に対する町民の関心も徐々に薄れてきており、一昨年行われた町議会選挙では過去最低の投票率となり、議会としても大変憂慮しております。また、議員のなり手不足についても、道内の町村議会では顕著にあらわれてきており、ひいては無投票や定員割れといった、地域にとって非常に大きな課題となってきております。これは単に地域の衰退を招くことだけではなく、民主主義の根幹に大きく関わる問題として、現在国もこの対策に本腰を入れて取組を始めてきたところであります。このような現状から、私は地域の将来を担う子どもたちに少しでも町議会が身近なものとして感じてもらい、将来南幌に住み、多様な形で政治に参加する動機につながればと思っております。

そこで少し先ほどお話をさせていただきました子ども議会の開催方法はいろいろあるようですが、この子ども議会を通して、生徒の身近に感じている疑問や課題についてどのように考え、どのように解決するかなどの議論を交わすことも大切ではないかと考えますが、教育長の考えを伺います。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

家塚議員の再質問にお答えします。主権者教育は、現代的な諸課題に対応して求められる資質能力を育成する学習の一つと考え、次の四つの観点から学習活動を進めることが重要となっています。一つ目、児童生徒が社会で起きている事柄に興味・関心を持つこと。二つ目、児童生徒が社会で起きている事柄に実感を持って思考を働かせること。三つ目、児童生徒が社会の形成に参画する基礎を培うこと。四つ目、児童生徒にとっての社会である学校生活の充実と向上に主体的に参画すること。子ども議会も、この観点から大切な学びにつながるものであると考えます。なお、実施するに当たっては、学習指導要領を踏まえ、関連する各教科等の内容を指導する時期や内容同士の関連づけ、学校行事との調整といった教育課程を編成することが必要であることから、学校と十分協議した上で、大きな負担とならないよう取組を進めていくことが大切だと考えます。

議長  
家塚議員

10番 家塚 雅人議員。

教育長の答弁で考え方を理解いたしました。最後に、答弁はいりませんが、子どもの議会の実施まで少し時間がありますので、その間、

現場の先生方とも十分話をさせていただき、連携を図りながら、よりよい主権者教育の実施に向けて進めていきたいと思っております。以上で、一般質問を終わります。

議 長

以上で、家塚 雅人議員の一般質問を終わります。

西股議員

次に、2番 西股 裕司議員。

私のほうからは、2問町長にお伺いいたします。1問目です。南幌町DX推進計画の進捗状況はということで、昨年2月に策定した南幌町DX推進計画に記載のとおり、国ではデジタル庁の創設や自治体DX推進計画を通じて地方自治体へデジタル化の推進を求めています。

令和6年度より新たに担当職員を配置し、計画の実現に向けて現在取り組んでいます。南幌町DX推進計画書の年次計画では、国の自治体DX推進重点取組事項の6項目、1. 情報システムの標準化・共通化、2. マイナンバーカードの普及推進、3. 行政手続きのオンライン化、4. AI、RPAの利用促進、5. テレワークの推進、6. セキュリティ対策の徹底があり、あわせて町独自の取組事業などのロードマップが示されています。年度途中の段階ですが、令和6年度の取組進捗状況はどのようになっているのか、町長に伺います。

議 町 長

町長。

南幌町DX推進計画の進捗状況はのご質問にお答えします。

本年度より、まちづくり課にデジタル推進係を設置し、デジタル施策の総合調整、行政情報システムの運用、地域情報化の推進に取り組んでいます。

また、「南幌町DX推進計画」に基づく検討会議において、事業の調査・研究や新規提案を行うほか、課長級職員で構成する本部会議において、計画の見直しなどの検討や各取組事項の点検・評価による進捗管理を行っています。

「南幌町DX推進計画」の進捗状況については、計画の主な取組として29項目を掲げており、計画策定時点において、「行政手続きオンライン化」、「コンビニ交付サービス」など17項目、令和6年度は、「書かない窓口」、「人事記録電子化」、「デジタル人材育成」の3項目について、計画どおりに取組を進めています。

また、令和7年度以降の取組を検討しているのは、「在宅高齢者見守り機器」、「電子決裁」など9項目となっています。

今後も、更なる業務の効率化や行政サービスの向上を図るために、デジタル施策を推進してまいります。

議 長  
西股議員  
(再質問)

2番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。今町長の回答にありましたとおり、かなりのスピードで昨年の部分は進んでいたのかなというふうには思います。ただ、進めば進むほどですね、ここに出ているデジタルデバインドと言われている部分で、これは何か通信技術を利用できる者とできない者との格差がどんどん広がるんじゃないだろうかと。特に私も含めて高齢者の者にとって、この横文字がどんどん出てくるという部分については、非常に受け入れが難しくなっています。そういうところを踏まえていって、例えばスマホの講習会を開いている

からいいんだではなくて、もっともっと住民にわかりやすい形のこの進め方というのがあってもいいのかなというふうに思います。

そしてこの計画を実行するために必要な人材の育成というのを、町でもいろいろ考えてはいるとは思いますが、やはり本当に専門的なことをやろうとするのであれば、もっともっと外部からＣＩＯの補助員、最高情報総括責任者、ここの補助員を登用するということは考えられないのかという点を、一つお伺いしたいと思います。

議長  
町長  
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。やはり格差をどう埋めていくのか、大変重要なことでございます。今総務省におきましても、個人のスマホの所有率、または年代別の所有率などをそれぞれ調査しております。本町で独自の保有率は持っておりませんが、やはり８０歳以上になりますと、所有率がぐっと下がってきているのが現状でございます。そういうことを踏まえまして、高齢者に対しまして、国や圏域の事業を通じまして、スマホ教室を開催し不安解消に努めているところではございますけれども、これにつきましてもまだまだやっていかなければならないかなと思っております。

デジタル化を進めていく上での、更に高度化をするための人材の部分でございますけれども、現在の推進体制としましては、本町では副町長を最高情報責任者に充ててございます。推進に当たりましては、課長級によりますＤＸ推進本部と、その下部に、各課のＤＸリーダーによる推進検討会議を設置しまして、計画の運用・検討・調査を行っております。そこで、外部人材の導入でございますけれども、全国では現在１３％、全道では１７市町村９％の状況でございます。本町においては、現段階では計画どおり進捗しておりますが、今後、特定の重点課題や高度なプロジェクトとかが必要になった場合については、外部人材の登用を検討してまいりたいと思っております。

議長  
西股議員

２番 西股 裕司議員。

行政手続オンライン化することによってですね、個人情報が出回る可能性もある、本人確認が難しくなり不正が起こる可能性がある、ペーパーレス化が難しい書類がある、いろんなそういうようなデメリットも出てきています。そういうことを踏まえると、やはり外部からの登用というのでもいいのかなというように、個人的には思っています。で、この分につきましては、７年度までにやると国の助成というか、補助の対象になるという情報も得ているのですが、今やっていくほうがかえって得になるのかなというふうに思います。ですからそういうところも踏まえて検討していただければなというふうに思います。１問目はこれで終わります。

２つ目のほうに移ります。あいる一との利便性向上を検討しているのかということです。南幌町のオンデマンド交通あいる一とは、現在(株)未来シェアのＳＡＶＳというシステムを導入しています。南幌町の導入したシステムでは、ドア・トゥー・ドアでの運行、当日予約もできることなど、他自治体のオンデマンド交通に比べると利便性の高いシステムとなっています。

現在、日本版M a a Sといわれるシステムは、N T TやJ R東日本などでも、特徴のあるシステムを開発し、いろいろな地域で導入されている状況です。

あいるーと運行以来、町民の足として大変喜ばれている一方で、あいるーとへの要望も多岐にわたって増えている現状を踏まえ、町長に伺います。

1、町民のニーズに応えるような、他のシステム等の調査は行っているのか。

2、オンデマンド交通システムを導入している他自治体の状況を調査しているのか。

3、利用料金を単に引き下げるのではなく、差別化により町に利益をもたらすような仕組み、例えば町施設を介して町内で買い物をする場合等の利用料金割引やスマホ予約した場合の利用料金割引等についてどのように考えるのかということで、町長に伺います。

議 長  
町 長

町長。

あいるーとの利便性向上を検討しているのかのご質問にお答えします。

1点目及び2点目のご質問については、本町が導入している株式会社未来シェアが提供する乗合配車システムS A V Sは、本町が実施するドアツードア型のオンデマンド交通の運行形態に、最も適しているシステムであると考え、導入しています。

本町のデマンド交通については、他自治体に先駆けて運行していることから、他のシステム等の状況調査は行っていないませんが、今後は、他自治体の事例など情報収集してまいります。

3点目のご質問については、現在の運行経費の増嵩などの影響から、利用料金の引き下げは難しい状況にあります。

また、利用者の多くを占める高齢者にとってわかりやすい利用料金の設定が必要であることから、割引制度導入の考えはありません。

なお、運行の効率化を図るため、スマートフォンからの予約の拡大に向けた周知など、普及促進に取り組んでまいります。

議 長  
西股議員  
(再質問)

2番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。このシステム自体は本当に良いシステムだと思っています。ただ、いろんなところの、先ほども質問の中で言っているんですけども、N T Tやそういうところでもですね、それを一応、もっともっと良いシステムをつくっているというような形になってきていますので、それを取り入れるということはできるのかなと。一部地域では、J RのシステムとS A V Sと一緒にやっているというのもありますので、そういうところも見ていただきたいなというふうに思っています。私が利便性といっている部分は何かという、やはり、決済の関係です。今、現金と回数券、それにあわせてW A O Nカードでやっているんですが、W A O Nというのは高齢者にとってみて、買い物を町内で使うケースがないんですね。ですからそういうふうになると、ほかのP a y P a yですとか、交通系のカードですとか、そういうものも使えるような形というのは組めないのかな

と。そういうことによって、また良いこともできるのかなというふうに思います。ですからそういうことで利便性も高まるんじゃないだろうかというふうに思います。そこらもやはり未来シェアのほうと協議できる場を持って行って、少しでもステップアップするような形でやれないのかなというふうに思っています。ですから、単に今良いからそのままでもいいんだというんじゃないくて、もっとももっとどんどんどん積極的に良いものを取り入れて行っていただきたいというのが私の思いです。

3点目の関係で、運行経費の関係は、割引きできないよという話なんです。私は割引きしてくれだとかそういう話はしていないんです。何かというと、例えば病院に行った時の料金半額だけは、病院のほうから負担できないのかという話なんです。ですから、これについては中富良野ですとかそういういろんな自治体の中でですね、そういうのも取り入れながら運行しているというのもあります。ですからそういうふうによって、例えば病院の外来の増につながるよということになれば、これはまた違うんじゃないだろうかと。病院のほうも患者数が増えればそれだけの収益が上がってきます。1人当たりの300円の経費がプラスになる可能性も高いんじゃないだろうかというのが狙いです。ですから、そういうようなものを少し考えながらですね、いろいろな形で利便性を高めて行っていただきたいなど。

それともう一つは、この部分はスマホから予約するんだということであれば、スマホのアプリを入れて簡単にぽんぽんぽんとやって、予約できるシステムだって入れられないのかと思うし、それともう一つですね、スマホからそうやるのであれば、スマホからやるんだから50円くらい値引いてやろうかというのもあり得るかもしれない。それともう一つは、スマホばかり言っているんですけども、そういう、ちょっと忘れました。すいません。そういうようなところをどんどんどんどん取り入れて行っていただきたいと。SAVS自体が今、全国で120か所くらいですか。導入されてやっているわけですから、そのいろんな情報というのを見ながら、南幌にあうものを取り入れていくというのにも必要なんじゃないかなというふうに思います。で、最大の問題は何かといたら、相乗りが基本だよと言って、これは1人乗りでですね、あの大きいワンボックスの中に1人乗りで走っていくというところが、一番経費がかかっているのかなというふうに思います。ですから、いかにして相乗りをできるのかというようなこともいろいろ検討して行っていただければなというふうに思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

あいる一との件につきまして、お答えをいたします。いろいろ今、利便性の向上ということで御意見をいただきました。現在1日の平均利用者数は、令和3年度30.9人、令和4年度39.6人、令和5年度43.7人、令和6年度45.4人と、1日当たりの利用者数ですけれども、堅調に推移していると思っております。登録者も、令和3年度338人、4年599人、5年678人、6年2月末現在で855人ということで、町民の周知もされてきているものと思っております。

ます。利用目的でございますけれども、買い物が36%、通院が19%ということで、利用目的もそのような形で、大体がそういう流れで来ているのかなと。事業収支につきましては、利用料金と国庫補助金を差し引いたものでございますけれども、令和4年がマイナス1,223万6,000円、令和5年間でマイナス1,329万2,000円、令和6年度の見込みはマイナス1,475万6,000円ということで、利用者数が増加しておりますけれども、それ以上に経費の増嵩が進んでおります。アンケート調査を昨年2月、広報のアンケートとウェブアンケート、加えて、乗り込みアンケートを行いました。満足度では、満足・やや満足が91%、それと運賃では、安い・ちょうど良いが78%。このことについてはある程度肯定をいただいているのかなと思います。予約方法でございますけれども、電話が92%で、インターネットが8%という状況でございます。これはやはりもう少しこの辺を効率化を図らなければならないということで、スマホ予約ですとかそういうものの利用促進に努めていかなければならないというように考えてございます。

それと、サービスの向上面、利便性の向上面でございますけれども、今いろいろシステムのことを御意見いただきました。これからそのような、我々先進的に手がけてきたつもりでございますけれども、これから先進的事例も出てきておりますし、そのようなことを考えれば、次のステップに向けた情報収集をしていく必要があるのかなというように考えてございます。Pay Payだとか、そういうような、また、利用についても検討していく必要があるのかなと思っております。

それと、例えば病院に行って次の所に行くというようなことで、それを病院の会計の中からというようなことの御意見もありましたけれども、ちょっとこう、先進事例はあるようですけれども、そういうことについては十分慎重に進めなければならないということで、今すぐできるのかというのはなかなかちょっと申し上げられないかなと思っております。なお、本年度より回数券ですね。300円券、100円券を出して、そういう利便性の向上も図ってございます。また、イベント時の運行ですとか、介添人の料金割引ということで、町民のニーズに沿うような形で進めているつもりでございますけれども、また今後ニーズ調査などを行いながら、さらなる次のステップに向けて検討してまいりたいと思っております。

議長  
西股議員  
(再々質問)

2番 西股 裕司議員。

再々質問させていただきます。最後の関係なんですが、やはり病院を介した中で半額を負担するようなイメージというのは、一番効率がいいのかなと。特に病院に患者数が増えるということになってくると、町自体でもやはりいい感じになるんじゃないか、病院にとっても非常にプラスになるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、300円の経費の中で済むのであれば、4月からでも取り組めるような形になるわけですから、そういうのはどんどん進めていただきたいなというふうに思います。とにかくやはり病院も患者数が減るということをいかにして抑えるかということになってくると、このあ

いる一とを利用する中でうまくやるというのも、やはり一つの手だと思ふんです。ですからこれについては十分検討して、早期に実現できるような形で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

今の病院料金の関係でございますけれども、やはり高齢者にわかりやすいシステム、公平感のこともそうでございますし、慎重に進めなければならないというように思っております。

議 長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に、4番 熊木 恵子議員。

今後の防災訓練について、町長に1問伺います。安心安全に暮らすためには防災対策が大変重要と考えます。

2月8日に初めて冬の防災訓練が行われました。事前に広報で周知し、募集人員を80名とし先着順の申込みでした。参加者は、防災無線を聞いてから参加された方や時間前に集合している方などがおり、受付、グループ分け、指示に従って避難所設置、炊き出し体験等が行われました。改善センター内では防災無線が聞こえず、流れがわからないといった声もありました。

広報の参加者募集では「災害はいつやってくるかわかりません。みなさんで『災害に強いまち』をつくりましょう」と呼びかけられていました。

そこで、南幌町地域防災計画に沿った今後の訓練のあり方について次の5点を伺います。

1、町防災会議は定期的開催されているのか。

2、町防災会議の中に女性の視点が生かされる体制がつけられているのか。

3、防災訓練に参加された方からの意見・感想はどのようなものがあったか。

4、以前、災害図上訓練DIGを実施し、地域の防災対策を考える訓練として好評であったと思うが、再度実施する考えはないか。

5、自主防災組織が2町内会でつくられ防災訓練が行われているが、全町に広げるような取組は考えているのか。以上伺います。

議 長  
町 長

町長。

今後の防災訓練についてのご質問にお答えいたします。

1点目及び2点目のご質問については、防災会議は、地域防災計画の策定などが必要な際に、町の諮問に応じて開催することとしています。

また、防災会議の委員については、条例や地域防災計画に規定されており、札幌開発建設部、陸上自衛隊、北海道及び北海道警察など、様々な関係機関の職員で構成しています。防災対策を進める上で、女性目線の取組が重要であると考えことから、今後、防災会議の委員に女性を登用してまいります。

3点目のご質問については、防災訓練に参加された方からは、冬の防災対策で改善が必要と感じたことについての質問では、電気を使用

議 長  
熊木議員  
(再質問)

しないストーブの必要性や暖かい空気を循環すると室温が高くなるのではといった意見、また、訓練に参加した感想としては、自宅での防災を今一度考える機会となったなどの感想をいただきましたので、今後の防災訓練の実施内容や災害備蓄品整備の参考としたいと考えています。

4点目のご質問については、令和7年度の防災訓練において、町民参加型の避難所運営訓練ゲームHUGを実施する予定です。災害図上訓練DIG及びHUGについては、職員出前講座の防災対策としてメニュー化してまいります。

5点目のご質問については、現在、自主防災組織は2町内会で設置されていますが、今後、全町的に設置が進むよう、行政区長会議や防災学習会などで啓発してまいります。

4番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま町長のほうから答弁があり、検討するという旨もありました。私の感想なんですけれども、今まで課題であった冬の防災訓練、これが実施されたということは、大きく評価するものです。胆振東部地震の時に、夜間だったりそれから早朝だったりということもあって、そのあと結構、管内ではなかったかと思うんですけれども、夜にやったりとかという所もありました。その頃、一般質問の中でも、やっぱりそういうような訓練が必要ではないかという質問を私もしました。それで今回やられたということは、良かったと思います。また、職員が同じ防災ベストというんですか。それを着て、着用することによって、参加されている方からも見てわかりやすく、どなたに声をかけていいかということもわかりやすいというようにも感じました。でも、問題点もあったんじゃないかなと私は思います。先ほど質問の中でも言いましたけれども、防災無線が改善センターの中にいては、聞こえなかったと思います。それから、議員は事前にスケジュールというか、そのメニューの表をもらっていましたので、次はこんなふうになるのかなということはある程度予想がついて、わかるんですけれども、一般に参加された方は、なかなかその動きがわからないということが、そういう意見が聞かれました。ですから、やっぱり訓練とはいえ、ある程度の緊張感を持って進めるということはすごく大事ではないかなと思いました。

それで、先ほど御答弁いただいた中で、1番の地域防災計画の策定、それが必要な時に、町の諮問に応じて開催ということの答弁だったんですけれども、防災会議というのをやっぱり庁舎内で定期的にやっていく必要があると思います。大がかりな計画を立てる時じゃなくて、もう既に計画が立っているんで、それをこまめにやっていくということで、意識をきちんと盛り上げていくことが必要だと思います。そこで1点伺いたいんですけれども、庁舎内に防災士の資格を有している職員がいるのかどうか。また、もしその職員がいなくなったら、消防とかにはたくさんその防災士の資格を持っておられる方がいますけれども、今後、職員のそういう配置というのは検討とかはされないのかどうか。もしその防災士がいれば、その防災士を中心に集まっても

らって会議を開くということで、それからあとの3番、4番とかの質問にもあるように、地域での防災訓練とか、そういうのをこまめに開いていくということにつながっていくのではないかと思いますので、それを1点伺います。

また、女性の視点が生かされる体制づくりというのは今後検討されるということだったので、それは大いに期待したいところです。やっぱり先日もテレビとかでもやっていますし、この神戸の地震があった時も、それから今3.11のそれも来ますから、その頃になるとやっぱりニュースとかいろいろ報道でも、すごくそういうことが特集を組まれます。そういう中で女性の視点、いや、今ジェンダー平等で男性女性と分ける必要はないですけども、やはり災害時とか避難時に、やっぱり女性でなければ気づかないこととか、多々あると思います。そういうことでは、例えば着替えスペースの問題とか、あとは乳幼児の居場所、障がい者とか障がい児の居場所のこととか、あとは備蓄品の中でも、今南幌町でも備蓄品は用意されていますけれども、さらにやっぱり生理用品とか、おむつの補充とか、離乳食とかいろいろ、また高齢者の健康に関することとか、やっぱりそういうことを相談窓口とか、そういうものをつくっていくということが必要だと思いますので、これは大切なことだと思っていますので、今後検討するということでしたので、ぜひその視点が入るような形で進めていただきたいと思います。

それから先ほど、感想とか意見はというところで、3点ほど出させていただきました。私のちょうど振り分けられたグループの中には、東日本大震災を体験し、避難された経験をお持ちの方が参加されておりました。実際にテントを組み立てながらとか、いろいろベッドを組み立てながらとかの中でいろいろお話ししたんですけども、その方が感じたのは、今同じように立派なテントをつくって設置するのだけれども、体験した中では、立った時も周りが見えない。それでやっぱりそういう時こそコミュニケーションが必要だということで、立って顔を合わせた時に、ああ、元気だったねとかという声をかける、そういうことが必要なんじゃないかと。それから段ボールでの囲いというのが一時出ましたけども、それもやっぱりいろいろ弊害があったりして今テントの形になっているんですけども、やっぱりそういうものも組み合わせる形でやったほうがいいんじゃないかという御意見を出しておられました。また、その感想の中では、町のほうの感想にはなかったんですけども、冬の訓練ということで、もっと冬を想定したということがされるのかなと思って、その方はカイロもいっぱい貼って、防寒着もいっぱい着て参加されていたんですよ。たまたまその日は気温がちょっと高かったので、私たちも防災のストーブを1回つけたんですけども、途中からもう切ったり、あとは防寒具を脱いだりという形で訓練はしていました。で、やはり冬ということで、例えば炊き出しは外で食べるとか、そういうことがあったほうが、よりこの時期の防災訓練ということでは必要だったんじゃないかというふうに話もされていて、私もそういうふうに感じました。また、あいくるのほ

うに避難されていた方がこっちに移ってくるという中で、それを全員が迎えるとか何かそういうことではないのかもしれないんですけども、なかなかそこもそういう人がその日訓練の時にいたということもなかなか気がつかないというか、そういうアナウンスもなかったの、だからそういうこともやっぱり参加した人が感じていくというか、それは必要だったんじゃないかなと思います。先ほど意見とか感想を今後の訓練に生かすということでしたけれども、やっぱりその細かい声を聞いていく必要があるかなと思います。また、講和が2つありました。その講話の中で、私は体験した人の話を聞くということがすごく大事ではないかなと思いました。そういうような貴重な体験を聞くというのを、今後の訓練とかそういう中でぜひ取り入れてほしいと思いますので、その辺も伺いたいと思います。

あと、災害図上訓練DIGの後にもいろいろ新しいものが出て、HUGと私はどちらも体験しているんですけども、最初にDIGに参加した時に、似ているんですけども、グループに分かれていろいろ出し合う時に、自分は全く気がつかなかったことを、例えば避難する時とか避難グッズをどこに置いておくとか、そういうのもみんな意見を出し合いながら紙に書いて貼っていくんですよ。そしたら自分が気がつかなかったことが、そっか、そういうような方法もあるかということで、出された意見を否定することなく受け入れていくということの大切さということをすごく学びました。それは、私がその講演を受けたのは、DIGを研究してあちこちで講演していた北海道教育大学の佐々木貴子さんという教授が、あちこちで講演活動をされていました。実際にその佐々木先生のお話を聞いた時に、気づきということが本当に大事だということを語られていて、その時にいろいろ発表するのもあったんですよ。そしたら、南幌とはまたちょっと異なるんですけども、マンションとかに住んでいて、そのマンションの自治会とかが、移り住んで来た時は若い人が多くて、そんな災害の時の心配とか、そういうことを全くしなかったそうです。ところがだんだん高齢化になった時に、日中マンションの中の何階にどういう人が住んでいるのか、手を差し伸べたいと思っている人がいるのか、そういうことも全くつかめなくなって、これは大変だということで、いろいろ組織を立ち上げてやってきたそうです。その時もDIGを参考にしながら、1階の人方で集まってもらうとか、全体でやるとかいろいろ工夫して、大分どういう人がいて、どういうことが必要だということがわかってきたということで、DIGの良さをその時も体験した人方が話していたことが、ちょっとすごく心に残っています。今、町長の答弁にあるように、今後DIGもHUGもあわせた形でメニュー化していきたいということなので、それもすごく期待しています。

それから、自主防災組織、現在西町と緑町の2か所で先進的にやっておられます。私たちもちょうど昨年、総務常任委員会として、両町内会の訓練に参加させていただきました。町の出前講座として、職員の説明のもと、地域の方が参加していました。その中で、先日もやったようなベッドの組み立てとか、テントとか、非常食とか、いろいろ

メニューに沿ってやっていたんですけれども、私も2回ベッドの組み立てとかを体験してるので、今回3回目で割とすぐできるかなと思ったら、なかなかそういうものではなくて、やっぱり戸惑うんですね。ですからやっぱり訓練って小さな単位とかでもどんどんする必要があるということを痛感しました。それで、実際にテントを組み立てて、ベッドに寝てみてどうでしたかというのをお互いに感想を言いながら話した時に、やっぱりベッドがあって、簡易トイレがそこにあったらそれでいいというのではなくて、やっぱり立つ時とか横になって起きる時とか、支えとかが必要なんですよ。その時に、周りに人がいなければそういうことができない。ですから何か手すりになるようなものが、安全なものが必要なんじゃないかと、そういうことも組み立てながら、体験しながら、感想も話し合いました。だからそういうことこそが、防災訓練の大事な事かなと思いました。それで、町長の執行方針の中にも、第5のところで、誰もが安心して暮らせる安心づくりの中で、自主防災組織や自発的な取組の推進と、災害時における自助・共助・公助の重要性を理解していただくために、地域に出向いた防災学習会などを実施し、町民の防災意識の向上を図っていきますと述べておられます。自助・共助・公助ということで、出前講座の職員の方がお話しされていたのは、災害が起きた時に、皆さん誰が助けに来ると思いますかということで、ほとんど消防とか役場職員とかは、すぐそこには駆けつけられない。だから9割が自分たちで、自助・共助でやっているということをぜひ頭に置いてほしいということを繰り返し言われていました。そうすると、やはり自助・共助をやるということになると、日頃からの訓練とか準備が本当に重要になってくると思います。全町に災害が起きたということを想定した場合の訓練って、すごく大事な事なので、町広報でも出されていますけども、さらに必要になってくると思います。それから、大がかりな訓練を今年やるんですかね。大がかりな訓練というものももちろん必要ですけども、先ほど繰り返し言っているように、小さな単位ということがとっても大事かなと思うので、その辺は出前講座とあわせてどのように具体化していくのか伺いたいと思います。

それからもう1点なんですが、広報1月号に、避難所パンフレットを全戸配布すると掲載されていました。この配布時期はいつなのか伺います。また、私もこれは玄関にいつも貼ってあります。これが平成27年と平成29年に、このラミネートしたのが配布されました。これを玄関の同じ場所に貼っているの、見ながら、私は青葉なので、青葉はどこに避難する。で、洪水の時とか地震とかということで、見ながら、緊急避難場所とかということも確認しています。これをつくって今出される時に、ぜひそれを本当に目の前、見える所に貼ってもらおうとかってことは是非啓蒙してほしいと思います。また、これをつくる時に一緒に、いや、どのような内容になるのかはちょっとあとで答弁で伺いたいと思うんですけれども、避難する時の持ち物とか、家族の連絡先とか、そういういろんな必要事項が記されているといいな。そこに書き込んでおいたりするといいなと思うんですけども、

そのようなスペースのものをつくられるかどうか、それを伺いたいと思います。ちょっと長くなりましたが、お願いします。

議 長  
町 長  
議 長  
総務課長

町長。

先に担当課長より説明をさせます。

総務課長。

それでは私のほうから、何点か熊木議員の御質問があった内容についてお答えをさせていただきます。まず初めに、冬期防災訓練の防災無線の関係でございますけれども、当初の訓練の防災無線を使う内容としては、10時に避難を開始しますというようなアナウンスを防災無線で行う考えでございました。実際、10時に放送を通じて避難を開始してくださいというような放送の内容でしたが、事前に早めに集まってきていただいた方がいらっしゃるもので、そこについては改善センターの防災無線は事務室にあったものですから、それでちょっと聞こえなかったのかなというふうに思っております。実際に災害が起きて、改善センターのほうに避難所が設置された場合については、当然防災無線については、避難所の中のほうに設置をするというようなことで考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、次の防災士の関係でございますけれども、現在、防災士、町の職員は誰もいません。で、消防の職員6名が今、防災士の資格を持っております。その6名というのは、消防の管理職の職員6名が今現在防災士の資格を持っております。防災士の資格については、消防職員であると普段から救急救命士の資格を持っているですとか、そういったものがあるものですから、特例として安易に防災士の資格が取れるというような状況から、今現在消防の職員6名が資格を持っているというような状況でございます。

それと、庁舎内での防災会議の件でございますけれども、毎年防災訓練を実施しております。その中で、職員による災害対策本部会議というのも開催しておりますので、それについては災害が起きた場合に災害対策本部を設置して、その動きを職員が対応するというような訓練も毎年やっておりますので、その訓練を通じて職員の動きですとか、今後の防災対策についての訓練をやっているというようなことでございますので、職員による防災会議というものについては現在実施をしてございません。

すいませんもう1点。あと、令和7年度において防災訓練を実施する計画でございますが、その中で先ほど熊木議員おっしゃっていた、体験をされた方の講演ですとかというの、内容についてはこれから細かいところについては検討しますので、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

最後に御質問ありましたパンフレットにつきましては、今現在もう発注済みでございますので、配布時期につきましては4月号の広報と一緒に全戸に配布をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議 長  
町 長

町長。

それでは、私のほうから再質問にお答えをさせていただきます。2

(再答弁)

月8日の冬の防災訓練でございますけれども、全体の参加者数は152名で、議員を除く一般市民は69名でございました。流れがわからないというようなお声がございましたけれども、今回はできるだけ有事の状態に近い形を想定して、事前のアナウンスをしないで、自主的に間仕切りテントなどを組み立てていただくと、設営を行っていただくという考えでございましたので、いただいた考えの経過でございました。今後の反省点として生かしていきたいと思っております。

それと防災会議でございますけれども、これはちょっと計画的に計画を見直すですとか、そういう時に実施している会議で、直近では平成30年でございます。委員は全体で24名でございまして、関係機関や団体の充て職、学識経験者で組織しております。その中には、現在女性の委員は含まれてございません。関係機関や団体の長や管理的立場にある方が委員となっておりますので、女性への配慮意識は高いものと思っておりますけれども、今後の改正期に学識経験者の枠がありますので、その中から女性委員を登用したいというように考えてございます。

それとDIG、HUGの関係でございますけれども、DIGについては災害の図上訓練でございまして、今までに14区、15区、6区、三重、北町の地域単位で実施してきた経過がございます。HUGについては、避難所運営の訓練ゲームでございまして、今までに平成30年にぼろろで、令和元年に改善センターで実施した経過がございます。来年、隔年で防災訓練を開催しますので、その中ではHUGの実施を予定しております。また、DIG、HUGともに、先ほど申し上げましたように職員出前講座でメニュー化しまして、自主防災の啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

それと自主防災組織でございますけれども、町内会長、関係機関の御尽力によりまして、令和5年に緑町、6年に西町で設立されております。現在検討中の行政区もございます。全20の行政区・町内会における設立が望ましいと考えますけれども、あくまでも地域の自主組織でございます。今後も組織化に向けて情報交換を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長

熊木議員に申し添えます。これ以上広げないで、今、質問、再質問、その分野に特化して深掘りをしていただくような質問をお願いをしたいと思っております。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
(再々質問)

再々質問を行います。今おおむね検討するということとか、今質問したことの中で、例えばその体験された方の話を聞くようなことを今後取り入れたいというような答弁でしたので、期待するところです。

西町と緑町に参加して、本当に地域防災を立ち上げたということでは、すごいなと思うんです。その時も、参加されている人とお話をしたんですけれども、町内会長さんも、例えば子ども、中学生とかそういう子どもたちも参加してもらってということで、日曜日にやったりするんだけれども、やはり今は部活とかいろんなことがあって、なかなか参加できないということで、これからやっぱりそれが課題だとお

話をされていました。また西町でも、高齢者、日中カフェサロンの形でやったので、そういう方が多いんですけれども、中には比較的若い方で、仕事がちょうど休みだったので、すごく心配なので参加されたというお話をされた方もいました。その方とか何人かでお話をしたのは、日中もし災害が起きた時に、自分たちだけで避難したりということがすごく大変になるだろうということで、それを今後考えていかなくちゃだめだなという話もされていました。だからやっぱりそういう想定をもとにしながら、今後の訓練とかもしていかなくちゃだめだなと思います。それで本町の構造からいって、大洪水とかそういうものには起きないですし、地震とか、それから火災だとか、そういうものになるかなと思うんですよね。けれども、今は本当に昨今のこの異常気象状況からみると、何が起こるかわからないという状況だと思います。それで、私はやっぱり防災に強い町づくりということを根幹に添えてやるということが必要だと思うので、その辺についてはどういうふうにお考えか、1点伺います。

それから先ほどの、もうこれが発注しているということなので、ぜひではその4月号の広報に載せる時に、そういう注意事項とか、必要なものということで、何かそういうようなお知らせがあったらいいかなと思うので、その辺の検討もぜひしてほしいと思うんですけども、その2点について伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まず避難所パンフを4月号の広報で配布いたしますけれども、もう仕込んでおりますので、なかなかそれに加えて何かをするというのはちょっと物理的に難しいんですけども、何か書き物を添えてですね、そういうような形で伝わるような形で努力したいと思っております。

それと、先ほど行政区のお話をいただきました。10区の子ども会では、R4年と5年に避難所体験を実施しております。西町の子ども会も、R5年と6年に避難所体験を実施しています。子どもたちも、少年団とか部活動でいろいろな行事も重なって参加するのも厳しくて、運営自体が厳しい状態であるかなと思いますけれども、これについてやはり我々もお手伝いをしながら、行政区でそういう機会をつくらせていただくということに心がけていただくように、支援をしたいと思っております。

それと防災に強いまちづくりということでございますけれども、昨年の能登半島地震を踏まえまして、特に冬の災害対策について今年重点的にやったわけでございますけれども、様々な災害があるわけでございますので、また来年の防災訓練でそれらが意識啓発できるように努めてまいりたいと思います。

また、やはり行政だけで乗り越えられません。日中の避難も含めてでございます。やはり自助・共助の取組が重要でございますので、現在進めております自主防災組織の設立など、理解促進を図りつつ、安全安心に暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

議 長 以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。  
ここで、場内時計で10時55分まで暫時休憩をいたします。  
(午前10時39分)  
(午前10時55分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
議員の質問を続けさせていただきます。  
次に、9番 高橋 修平議員。

高橋議員 教育長に御質問させていただきます。中学校の制服購入費用について。昨今の物価高の影響もあり、家計における教育費の負担が増加しています。特に中学校の制服に関しては、その高額さが問題となっています。

理由の一つとして、南幌中学校では、多くの生徒が年間20回から30回程度しか制服を着用しておらず、日常的にはほとんどの生徒がジャージで登校しているという現状があります。保護者は高い費用を支払って制服を購入しているにもかかわらず、その使用頻度が低いため、経済的な負担感が一層強まっていると考えられます。

このような背景を踏まえ、教育長に2点伺います。

1、現在の南幌中学校において、制服を着用しなければならないタイミングは。

2、南幌町では、制服の購入費用に対してどのような支援策や取組が行われているのか。

議 長 教育長。

教 育 長 中学校の制服購入費用についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、南幌中学校では、入学式などの式典やテスト期間中は制服を着用する日として定め、令和6年度では、39日間制服着用日として決められています。

それ以外の日については制服やジャージどちらで登校しても可能とし、生徒の判断に委ねているところです。なお、近隣自治体の中学校においても、制服の着用頻度は本町と変わらない状況となっています。

また、近年、生徒の多様性や個性を尊重する意識の高まりから、ジェンダーレス制服として男女兼用の制服の採用などが進んでいることから、南幌中学校においても令和8年度新入学生徒より、制服改定の準備を進めています。

2点目のご質問については、全ての生徒を対象とした支援等は行っていない。

議 長 9番 高橋 修平議員。

高橋議員 (再質問) 今回の一般質問に当たり、制服のあり方について考えました。制服本来の目的や役割について再検討する必要があると考えます。ざっくりと歴史なんですけれども、古代の武士や中世の騎士の鎧から始まり、敵・味方の区別をつけるために使われてきました。明治時代には軍事だけではなく、西洋の影響を受けた近代的な制服が登場し、時代にあわせて変貌してきました。制服を着ることで、組織のルールや規範に従う意識が高まることや、組織の一員であることを明確にすることで、社会的なプレッシャーにより、個人が組織の規範に従いやすくなると

いわれています。このあたりはちょっと掘り下げると都市伝説みたいな話になるので、メリットに移ります。制服のメリットとしては、外部から見た時にどの学校の生徒かをすぐにわかるため、防犯面で役立つことが挙げられます。しかし南幌は中学校が1校だけなので、これはちょっと微妙かもしれません。また、学校全体に一体感をもたらし、朝の準備が簡単になり、着る服を選ぶ時間を短縮できます。しかし最も納得のいくメリットというところでは、学生間の経済的な差を感じさせないようにすることです。このことから、制服ではなくジャージだけでもよいのではないかと考えました。この決定は大人がするものではなく、当事者である生徒たちに考えてもらうのが最善だと思います。小学生の間に、一度はそもそも制服とは何なのかを少し哲学的に学び、今後の自分たちに必要かどうかを話し合う時間があってもよいのではないのでしょうか。

再質問なんですけれども、制服及びジャージの無償化が不満と不安の解消につながるのではないかと考えています。理由の一つ目は、まず家計が助かること。二つ目は、公平性が高まることです。子育て支援策の内容をみると、ほとんどの人が喜んではいらないうことはわかっているのもそれは前提としてなんですけど、まず米の提供に関しては、米農家さんにとって微妙なところもありますし、無農薬米しか食べていない家庭もあります。医療費に関しても、病院に行かない子は恩恵を受けられませんし、給食費助成もお弁当の子は恩恵を受けられません。それ以外でも、就学援助制度も、ぎりぎり該当しない家庭は受けられません。このことから、制服無償化はいずれほぼ全ての子どもが受けられる支援だと考えます。三つ目は、北海道の町村自治体で制服無償化が実現すれば、おそらくなんですけど初となるため、話題性もあるのかなと思います。まとめますと、一つ目、現行の制度を維持し、メリットを伝えつつ不満を軽減するという方向性。二つ目が、品川区とか北斗市ですね。その例などを参考に、無償化を進める方向性。三つ目が、一部助成を行う方向性。四つ目が、販売方法などの課題が多いかもしれませんが、卒業時に制服を安価で譲る仕組みをつくるという方向性。五つ目がですね、制服改定の準備を進めているということなので、水を差すようなことになると思うんですけど、五つ目が、服装の完全自由化の方向性。これは生徒さんがその時々々に最適な服装を自主的に考える力を育むという狙いなんですけども、そして六つ目ですね。制服を廃止し、ジャージのみとする方向性。制服を廃止してジャージを制服の代わりとするのは、極端かもしれませんが、こちら話題性はありそうです。ジャージのみの無償化ならば、町の負担も少なく済み、無償化が実現できなくても経済的に助かる家庭も多いと考えられます。私を含めなんですけれども、多くの人は先人がつくった規則やルールというものに沿って生活してきたと思うんですけど、変えるべきと感じたら、その最適解を見いだすのも人間だと思います。その内容とタイミングは慎重に考える必要がありますが、そもそもという視点は、今後さらに大事になっていくかだと思います。ほかにも細かいことを言えばたくさんあるんですけども、これらを踏ま

えて無償化の考えを含めた制服の方向性を探る施策案を考えていただけるかどうか伺います。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

高橋議員の再質問にお答えします。まず、学校における通学用服装、いわゆる制服ですね。それから学用品等の適正な取扱いということについて、文部科学省から平成30年3月に通知が出ております。学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて、においては、学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄と示されております。それから、話題性のことでお話しされておりましたが、過去にやっぱり近隣の町でも、制服私服化、自由化ではありません。自由化というのは何でも良いということなので、制服を変形させてもよいことにつながってしまいますから、それは違いますので、私服化ということで行った学校がありますが、最近制服に戻しました。経済的な理由と、非常に私服にすると非常に金額がかさばるということで、ジャージも自由にしていたところ、やっぱりそれも非常にお金がかかるということで元に戻しております。それから、制服のほうですけれども、就学支援が必要な家庭については、生活保護制度だとか、就学援助制度において、制服の購入費用の一部助成しているということがまず1点あります。それから先ほど、米の部分だとか、使っていない家庭についての部分ということでありましたが、個別の事情をそれぞれ考慮して精査していくと、対応することは非常に困難を来してしまいます。それから子育て世代全体の支援を考えて制度等を進めておりますので、制服の購入費用に対する支援策は今のところ考えておりません。それから、循環型社会の構築や資源を大切にするという意識の醸成は、これからの社会を生き抜く子どもたちにとっても重要であるというふうに考えております。こうした点でも、不要となった制服を廃棄せずに有効活用するという、リユースを推奨することは意義ある取組と考えております。本町においては、保護者間での卒業生の制服、それから小さくなった制服など譲りあうというリユースの実態、実際にこれはあります。その実態がありますので、今後は保護者間でのこのリユースの輪が、保護者の主体的活動の中で意識が高まり、自主的に広がっていければ、さらに効果的な取組になっていくのではないかなというふうに考えます。

議長  
高橋議員

9番 高橋 修平議員。

ある程度は考えていただけるというところで、納得させてもらったんですけれども、再々質問ほどでもないですね。まあ今回一般質問をするに当たって、町民の方々の声をちょっと拾い上げてさせていただいたんですけれども、季節性というか、今時期も時期なので、そういう声がちょっと多かったというところなんですよね。で、ごめんなさい、ちょっと私の立場からという話になると、どうしても医療についての例になっちゃうんですけど、健康で長生きをしたいと願って、例えばワクチン接種を選ぶ人と接種をしないことを選ぶ人というのがいると思います。どちらも一緒に、このヒューマニズム思想というのに基づ

いていると僕は思っているんですね。で、知識を深めることで、無用な批判を避けることができますが、私みたいな面倒くさい人間でも多少は理解できますけど、なかなかそうはいかないことが多いと思います。やっぱり世の中の不平・不満の構図というのは、ほぼ同じで、今回の質問も僕は同様だと思っています。今はそもそも、そもそもですね。そもそも何のために生きているのかを考える良いタイミングであり、必要な時代だというふうに感じております。再々質問はございません。以上になります。

議 長

以上で、高橋 修平議員の一般質問を終わります。

次に、1 番 湯本 要議員。

湯本議員

町長に質問をいたします。まず1 問目、町中心街の空洞化について質問いたします。今現在、町民は高物価の中で厳しい生活を余儀なくされています。そうした中で日常の暮らし、買い物の足をどうするかといったことなども話題として上がり、この高物価の中で日々この暮らしをどう守っていくのかということを、本当に真剣に考えているところでもあります。地域にこの目を向けますと、今高齢化が進んでですね、実際には今、私も町内会に関わっていますが、町内活動をはじめとする地域コミュニティの維持、これも本当に難しい状況が生まれています。役員のなり手がなく、行事をやってもなかなか参加が難しいなどなどですね、生まれてきています。ラッキーマートの出店がありましたけれども、中央商店街は相次ぐ閉店によって中心街の商店街も、それから、住宅街も空き家が多く目立つようになりました。

町民の暮らし、南幌の中心街の空洞化に歯止めをかけるため、小規模企業振興に関する条例の制定、これによる事業継承の促進や町内で働いている人で、町外在住の人に町内に住んでもらうための家賃助成などの、これまでにない強い施策が必要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長  
町 長

町長。

町中心街の空洞化についてのご質問にお答えします。

中心市街地である6 区、1 4 区、1 5 区の高齢化率は3 月1 日現在で4 3. 1 %、同じく空き家住宅は2 5 件、空き店舗は9 件となっています。

住宅地の空き家空き地対策としては、中古住宅購入費助成事業や空き家空き地情報バンクによる情報提供を行っているほか、市街地の空き店舗対策として商店街空き店舗活用支援事業を実施しています。

また、町内会をはじめとする地域コミュニティについては、地域担当者制度で地域の主体的な活動が維持できるよう支援しています。

小規模企業振興に関する条例については、商工会からの要望や全道的に制定の動きが見られることから、条例制定に向けて検討してまいります。

町外からの通勤者への町内居住に対する家賃助成については、空洞化、空き家対策として、現在の空き家空き地情報バンク制度の拡充を検討してまいります。

議長  
湯本議員  
(再質問)

なお、今年度より新たにふるさと就職祝金支給事業として、新規学卒就業者・Ｕターン者に祝金を支給し、若者の定住対策に取り組んでまいります。

1番 湯本 要議員。

再質問を行います。南幌町は、今答弁にあったように、様々な事業を展開していると。他町村と比べても、その制度と中身について劣るものではないというふうに、私自身も認識をしております。しかしやっぱり南幌にはですね、特殊な事情というのが存在するというふうに思っています。今、6区、14区、15区など中心街の高齢化人口比率、3月1日時点で43.1%というふうに述べられました。全道的にいっても、高齢化率は、南幌は179市町村のうち140番目に位置すると。高齢化率が低いということですよね。それはやはりこれまで町が努力をしてですね、町外からの移住促進、こういったものに力を入れて、子育て支援にも力を入れて、若い人の人口が増えてきたということのあらわれだというふうに思いますし、それについては私も異論はありません。しかし、南幌の特殊な事情と先ほど言いましたのは、御存じかと思えますけど、行政区ごとの人口比率を見ますとね、確かに平均では低くなるんですけども、行政区ごとによると50%を超える高齢化率という行政区は、5つあります。もう50%に近い行政区というのは半数を超えるというような状況のもとになっています。平均的な南幌町の高齢化率を下げている原因は何かというと、美園、高齢化率3.8%、東町、18%と。こうした近年大幅にですね、住宅で新しく入って来られた人方が、言ってしまうと平均年齢を下げているということによるものです。これが、地域ごとに偏っているって言い方はおかしいかもしれませんが、こういう行政になってくるので、結局従来の行政区のところは、他の市町村と変わらずにですね、高齢化率は40%を超え、50%を超えるというような状況にもなっているわけです。で、そこで暮らしている町民の方々の悩みも、やはり共通するというふうになってきています。解決すべき課題も同じだというふうに思うんですね。

そういう立場で考えますと、例えば高齢者が買い物をする場合の行動範囲といいますか、商圈ですね。これがどのくらいの商圈の中に住まわれるのがいいのかという研究結果もありますけれども、住まいから大体半径500メートルと。500メートルの範囲内に、病院や生活に必要な買い物や公共施設、これが存在するかどうか。これを超えると、高齢者というのは非常に外に出る機会も失うし、それから足の確保についても大変な苦勞をするということで、これをどう解消していくのかというのが、各自治体の大きな課題にもなっているわけです。従って、これをどう解消していくのかと。町はどういう方向でそれを解消しようとしているのか、または補おうとしているのかということが課題になってくるというふうに思うんですね。御存じのように、中央商店街、南幌でもですね、名の売れた商店や大きな商店が、昨年ばたばたと閉店をしてしまいました。空洞化が進んでいます。15区をはじめとする南幌の一番の中心街のところでも、高齢化が進んで空き

家が増えてきています。一方で、美園、それから今度工業団地などもつくりますけども、小学校の前のほうなどにも商業施設に通ずる土地なども確保されております。中心街に人を集めて、中心街の商店街にも活気を取り戻してやる、つくっていくということは、単純にそういうことにとどまらずに、地域のコミュニティ、そこに住む人々、その町の要するにコミュニティや、町の姿を反映するというふうに私は思っているんです。ですから、従来の今のような施策や手だてだけにとどまらず、何か新しい思い切った施策が取れないのかというふうに思っているわけです。

で、先ほど先輩議員のほうからも、あいる一との話も出ていました。南幌であいる一に対する関心は、やっぱり町民の中でも非常に強いんです。あいる一を使って、中心街に町内の人方の日中人口、買い物人口を増やすことができないのかと。できると思うんですね。ちょっと試算をしてみました。一つは、商店街の件で言いますけれども、あいる一とが今300円。片道100円で往復できるというふうに、買い物を例えばする場合にですね、月に2回往復の券を支給した場合、1人当たり800円になるわけですね。年間でいうと9,600円。これ、例えば75歳以上のお年寄り1人ずつに全部配ったとしても約1,300人ですから、1,300万を切るぐらいの予算でできるわけです。これは決して無駄ではないですよ。1,300万円を使って、その買い物に来る人方は平均、全国的な調査でも一度の買い物で消費する買い物金額というのは、大体最低で3,000円です。ですから、この1,300人の人が年間24回、中心街に買い物に来るわけですから、そうしますと大体1億円ぐらいの消費が生まれるんです。これは従来、そういう制度がなくてもその店を利用するという方々もいらっしやるでしょうから、単純に比較することはできません。しかし、南幌の大きな問題の一つというのは、消費人口が町外に逃げていくということです。車や何かでね。やっぱり消費人口を町内に引き戻して、商店街を活性化させていくという点でも、このあいる一とというのはすごく重要だというふうに思います。例えば、例に出して申し訳ありませんが、夕張太の方々などは、車でちょっと中心街、南幌町のお店に来るよりかは、大型店舗で北広島だとか、そういうふうに逃げてと言ったら変ですけど、買い物は町外に行ってしまう、その確率が高いわけです。しかしそうした制度ができれば、やっぱり町内に、その時だけはやっぱり町内で買い物しようと思ってというのが増えるかもしれない。大体2割で計算しても、年間ですね、1,800万ぐらいの消費が増えると。そういう形になるんですね。全部の方が新たにというと、3万2,000人以上ぐらいの流動人口がですね、中心街に来るというような計算が成り立つわけです。こういうふうに考えると、あいる一とも本当に、利用の仕方次第では町民の願いに応えて買い物ないし本当にもっと安くしたいよね、気楽に出かけたいねという町民の声にも応えるし、地域の活性化にもつながるし、そして何よりも、そうした商店街の復興によってですね、商店でもっと頑張ってみようということも、機運も生まれてくるかもしれない。そうい

う状況をつくり出すのが、私は町政の一つの仕事だというふうに思っています。ハード面に予算を使うのか、そうしたソフト面での事業で町を活性化していくのか。これが今本当に大事だというふうに思います。

もう一つは、町内会の活性化についてです。町のほうは、職員の方々も担当職員体制などで本当にお世話になっていますし、大きな仕事をさせていただいております。しかし、実際に町内会の運営に関わっていただければですね、広報一つ配るのももう大変だという声もよく聞きますし、またやらなきゃいけないのかと、私はもうできないと断られて同じ人がずっと続ける、もう私ももうできないですよと言われるようなところも出てきています。老人クラブでは老人クラブの役員もいなくて休会したりですね、廃会したりするというような状況なども生まれています。もう自分たちの力では、自主的な力では、改善していくというところが見えないところになっていて、町のお力をどうしてもお借りしたいというところになっているんだろうというふうに思うんです。その場合も、やっぱり町内の資源を使って、そういう強力な施策ができないだろうかと。私はこの間ですね、町民の方との懇談や、町の議会でやっている町民懇談会などで本当に感じるんですけども、やっぱりこの若い人方がその地域ごとにある程度入っていただければ、町内会の活性化になるというふうに思います。その点で考えると、例を出して申し訳ありませんけれども、農協の職員の若手の方々を含めて半数近くが町外で生活をしておられるというようなこともお聞きをしております。町内に仕事を持っていながら、町外で生活しておられる。もったいないなというふうに思うんですね。そういう方々が、町内にも住んでいただけるような方法はないだろうかというふうに思うし、一定のその役割を町内で果たしていただけるような制度をつくることのできないだろうかとというふうに考えているわけであります。名称は私が勝手につくりましたけども、地域担い手づくり支援事業というような名称にしてですね、結局そういう町内で職業を持っておられる方々が南幌に住む場合にはですね、家賃の1カ月2万円くらいを補助すると。で、それに当たっては南幌の町内会活動、消防団員など、様々な町のこうした分野に力を発揮していただくということなどを前提として、入っていただくということなどは、本格的に考えることができないだろうかとというふうに思うわけです。そのために、事業者も、町も、いわばそういう役割をお願いをしつつ、この制度の中で、町内、町を大きく支えていただくという点での制度なども、私はあるかなというふうに思っているんです。2万円家賃を出したって、住んでもらったら元は取るでしょう。いろんなことを計算すれば。その上に、その人方の力を町内で発揮してもらえるとというようなことなども例としては考えられると。こういった思い切った施策を町のほうで考えることはできないのだろうか。従来様々な事業がつくられておりますけれども、そういったものについて再検討しながら、また組み合わせ、強化しながらやるということもできると思います。

あいる一については、例えばですけども、高齢者75歳以上とい

うふうにするのか、65歳以上にするのか、免許返納した人についてはどうするのかとか、いろんな問題があります。それは置いておいてですね、そうした使い方をすればですね、結局あいる一とも町内での内需の拡大、消費動向の変換に大いに役立つし、決して無駄な事業ではないというふうに思っています。高齢者物価高対策買い物支援事業なんていうような形でですね、そういう事業が継続的に続くのか、この物価高の中で単年度2、3年でやるのか、やっぱりそれはそれでいろいろ考え方があるというふうに思いますけれども、ぜひですね、地域と商店街の活性化に向けた、大きな決断といいますか、方向性を見いだしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、相対的貧困率という言葉があります。平均賃金の半分以上の収入で生活する人ということですが、日本では15.7%。それから年金で、1カ月10万円以下の収入しか得ていない人というのは21.7%というふうに、細かい数字はその年度でちょっと若干違いますけれども、出ています。合計しますと大体それを町内に当てはめると、大体3割の人、これは本当に貧困の中で今生活をしているわけです。で、今日の朝テレビを見ていますとですね、物価上昇率が2%うんぬんなんて言っていますが、実質的に物価上昇なんてそんなものじゃないでしょう。生活者の目線で見たと物価上昇というのは、米が倍になっただけで生活費の1%はもう上昇しているわけですから。実質的にはもう20%も30%も自分の暮らしの中で物価は上昇している、そういう厳しい中で今生活をしている町民に対して、町が今何をできるのか。ぜひですね、御検討いただきたいというふうに思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

それでは、湯本議員の再質問にお答えをいたします。ちょっといろいろ御意見があったので、答弁のほうが行ったり来たりになるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。議員からは、一昨年に14区、15区の人口減少と高齢化が進行し、地域コミュニティの維持に影響が出始めており、このままでは存続が危惧されること、また去年は、はれば効果地域活性化に結びつけるためとして、市街商業地域の活性化について一般質問がございました。町内の高齢化の状況でございますけれども、先ほど議員が言われたとおり、現在34.1%、空知管内では一番低く、2年前と比較しても0.7ポイント減少しております。しかし、議員が言われる中心市街地、6区、14区、15区は43.1%、また、農村地域、三重、11区、12区、中樹林などは50%を超えた状況でございます。美園、東町町内会以外は高齢化が進んでおりまして、これは2年前に議論を交わした時と同じ傾向でございます。町内会活動をはじめとする地域コミュニティの維持でございますけれども、地域課題によりまして、町では地域担当職員制度を設定しておりますので、それをまずは活用いただきたい。全国的な傾向として、町内会の加入率減少、そしてなり手不足が問題となっておりますけれども、町の職員が町内会の役員になるなど、地域のお手伝いもしている実態もございます。中央通り商店

街の状況でございますけれども、6区、14区、15区の空き店舗は9件でございます。そのうち現在空き店舗に登録されているのは、中央通り商店街で5件、8号通りで2件の計7件でございます。これにつきましては、引き続き商工会と連携しまして、空き店舗の活用事業の促進を図ってまいりたいというように考えてございます。また、中心街の空洞化の状況でございますけれども、6区、14区、15区をあわせた空き家は25戸でございます、近年横ばいでございます。しかし北町、西町、緑町を含めると、市街地で57戸が空き家としての確認をしております。その空き家の状態や管理などは、それぞれまちまちであります。町では中古住宅購入助成や空き家の解体助成を行いまして、空洞化や空き家の解消に努めているところでございます。

それで、小規模企業振興条例の関係でございますけれども、昨年10月に商工会で事業継承に係る実態調査が行われてございます。調査後における経営指導など、具体的な対策はまだ聞いておりませんが、これはやはり深刻な課題であると受け止めております。道内でも今制定の動きが始まっておりまして、道内では75市町村、42%。南空知では月形、由仁町の2町で制定してございます。条例制定によりまして事業継承が促進されるか否かは不透明な部分がありますけれども、商工会の事業の協力や支援を促進することを目的に、今後条例化の検討をしてまいりたいと思っております。

それと、町外から町内に就業している、町外の人に住んでもらうための家賃助成でございますけれども、ちょっと大変数も多いと思います。そんな中でも、町では空き家空き地情報バンク制度を実施しておりますので、空洞化や空き家対策を促進するために、その制度の中で拡充を今後検討してまいりたいというように考えてございます。なお、JA職員の関係でございますけれども、これについては町では把握しておりません。現に町内では民間アパートもありますし、役場の職員もほとんどが町内に居住しておりますので、そのことについてはちょっと私のほうからは答弁は控えさせていただきます。

また、2万円の家賃助成というお話もありましたけれども、2万円がどうのではなくて、空き家バンクの中で制度の拡充を検討してまいりたいというように考えています。以上です。

議 長  
湯本議員  
(再々質問)

1 番 湯本 要議員。

今商工会です、小規模事業振興に関する条例については前向きな検討もしていただくということも出ていました。私はその中でやっぱり漏れてはならないのはですね、商工会の存在というのは、やっぱり地域の問題というふうに町民の中で共有していく必要があるというふうに思うんです。ですからやはり地元の商店街を守りつくっていく、そして自分たちの暮らしを守っていくという観点からすれば、町民が本当にその地元の商店街を利用して、そして地元で消費をして、自分たちの暮らしも地域も守ると。こういう共通認識をつくっていくような、こういう動きを我々自身もしていかなきゃならないし、強く訴えながらしていかなければならないというふうにも思っているところで

それから、やはり地域での中心となる人、今2万円の話をしました  
が、誰もにも彼にも2万円を払おうという話では私の中ではありませ  
ん。地域でそういった活動をちゃんとやっていただけるということを  
前提に入っていたいただける方、例えばこれは枠をつくってもいいと思  
うんです。1地域に5件だとか、その枠内で応募していただいて、しっ  
かりとそういう活動に参加していただける方を選別してですね、やる  
という方法だってあると思うんです。方法はいろいろ考えられるとい  
うふうに思うんですね。そういうことなども検討しながら、やっぱり  
自然任せにしているのは、今はもう目の前でですね、地域の様々な組織  
というか、コミュニティが崩壊をしていってしまう。そういう時代だ  
というふうに思いますので、今手を打たなければならないというふう  
に思っていますので、よろしく願いをしたいというふうに思います  
し、あいる一との件についても、これはやっぱりどの懇談会に行っ  
ても必ず出てきます。もっと安く、気楽に、良い制度なんだから使いた  
いと。でもやっぱり往復600円だと、自分の家計の中で600円で  
考えちゃうと、高くてなかなか利用できないというような方々もたく  
さんいます。手前みそじゃないですけど、先ほど言った方法でいけば、  
決して無駄金じゃないんですよ。そのことによって地域の消費も拡  
大されて、地域に対する人口も、交流人口も増えると。これが町の活  
性につながっていくというふうに私は考えています。予算の執行の仕  
方としても、そんなに間違った方向じゃないんじゃないかなと。そし  
てそこに町民の方々の協力を得ることが大事だというふうに思  
いますので、ぜひその点について前向きな検討ができるのかどうか最  
後に質問して、この質問については終わりたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

湯本議員の再々質問にお答えいたします。商工会との連携は、もう  
言うまでもなく今までもやっておりますし、これからも一層やってい  
く考えでございます。

家賃助成のお話ですけれども、地域の活動をやっている人を選別す  
るですとか、地域の件数を決めるですとか、なかなか制度的に難しい  
のかなと思います。慎重にやる必要がありますし、これにつきましては  
先ほど申し上げたとおり、空き地空き家バンク制度の拡充の中で、  
どこまでできるかわかりませんが、そういうことを検討してまいりたい  
と思います。あいる一とのお話が出ましたが、先ほど一般質問  
でもございました。今回議員からは通告はございませんので、私のほ  
うから答弁は差し控えさせていただきます。

議 長  
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

2 番目にいきます。まちづくりの進め方について質問いたします。  
あいる一との先ほどの問題についてもですね、一般質問の中でこの町  
の活性化についてというふうになっておりますので、ぜひ御検討もお  
願いしたいというふうに思いますが、このまちづくりの進め方につ  
いて、一つ、私から質問をしたいというふうに思います。議会には説明  
がありましたけれども、南幌温泉周辺の整備が進められて今しており  
ます。私はその事業そのものについてもですね、多くの町民から批判

の声を聞いておりますし、町民の多くはなぜ必要なのかをよく知らないまま、説明も不十分なまま、事業が進むことに対する不安を感じています。町民の多くが物価高に苦しんでいる中、この時期に進めるべき事業なのでしょうか。町の事業は、町民の理解と合意のもとに進められなければなりません。それが「まちづくり」の本旨と考えますが、町長のお考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

まちづくりの進め方についてのご質問にお答えします。

町の施策については、町民の理解と合意が必要です。その根幹となる「総合計画」の策定にあたっては、町民・企業を対象としたアンケート調査の結果やワークショップ、まちづくり地域懇談会、パブリック・コメントなどの意見を踏まえ、公共的団体や地域活動団体の関係者、公募した町民により構成する「総合計画策定審議会」に諮問し、答申をいただいたものです。

また、町の施策や課題に対する取組は、広報誌やホームページ、各団体の会合などで町民の皆さんに情報提供を行い、それを踏まえて議会と議論を重ね、町民の理解の下進めています。

今後も町を取り巻く社会経済環境の変化を捉えて、持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

議 長  
湯本議員  
(再質問)

1 番 湯本 要議員。

再質問します。やってるよと言っても、実際に町民の中にはきちんとした理解が進んでいないし、それに対する意見についてですね、言葉は悪いですけど不満を持つ方々も多くいるわけです。結局、あれこれのパブリック・コメントや各懇談会などうんぬんをやったというふうに言われますけれども、問題は、町民がどれだけその事業に対して理解をし、判断をしていただいているのかと。浸透度合いなどもどうなのかということが、実際に、実際にですよ。進んでできればあれこれの手続きとあれこれのことをやったから、町としてはもうそれは責任がないということにはならないというふうに思うんです。現に私はですね、この間、先ほども言いましたけども町民の方とのお話し合いや、それからカフェですとか、議員懇談会などなどの中でもですね、多くの町民の方々が、やっぱり例えばこの南幌温泉周辺の開発について、キャンプ場など、知らなかったと。そんな事業やるの、えっ。こういう声が多いのは事実です。そこをやっぱりきちんと踏まえた上で、私はどこが問題だったのか、どういう進め方に不十分さがあったのかということ、考えていただきたいなというふうに思っているんです。やはり町は、町民のいわば予算といっても、町民のものなんですよ。だから町民が理解をし、合意したものについて進めていくということです。必ずそれを合意化するといったら変ですけども、議会制民主主義など様々な方向も、一人ひとり伺うことができないので、やってはいますけれども、しかし何といても最終的には、町民の理解度、町民の合意があればこそですね、私たちはその事業を進められるというふうに思うんです。そこで、なぜこういった形がですね広報誌や何かでやったのに、こうした疑問の声が多く出るのか。町長としては、そ

議長  
町長  
(再答弁)

の点についてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

町長。

湯本議員の再質問にお答えをいたします。まず、手順を踏んだから行政が責任ない、まあ、私は言っていないし、思ってもおりません。議員に多くの町民から批判の声が届いているということでございますけれども、私や担当課には、事業の中止を求める声は届いておりません。昨年11月、議会報告懇談会があったと思いますけれども、あいくると夕張太ふれあい館で開催されまして、町民から町政への質問・意見・要望について、1月20日付で議長名で御報告いただきましたが、その中でも、事業の批判・反対・中止を求める声はなかったというように私は確認しております。それで、少し経過を申し上げますと、やはり町の根幹はやっぱり総合計画でございます。これは議員御承知のとおりだと思います。これで現状・課題・施策の展開方向ということで、これは町民の代表であります総合計画策定審議会、これでしっかり町が諮問して答申をいただいた内容です。これにつきましては、議会議員も当然承知のことと思います。基本的には、町の施策事業はそれに沿って進めなければなりません。その手順を申し上げたものでございます。それと議会の合意でございますけれども、これは、キャンプ場につきましては、R3年12月とR4年12月、同僚議員より一般質問がございました。温泉周辺にキャンプ場を整備すべきであろうというような一般質問でございます。それを踏まえて、その後全員協議会で意見調整を図りまして、温泉周辺の整備に向けて、温泉改修とあわせてR6年に温泉大規模改修、その翌年にキャンプ場整備ということで、政策の方向づけがされたわけでございます。それで、議会全員協議会の中でも、7回にわたり、事業内容や整備補助財源などなど、事業収支などについても説明をさせていただきました。去る1月29日の全員協議会においても、事業収支などを御説明させていただきまして、議員も含め、特段議員の御意見はなかったわけでございます。そんなようなことで進めてございます。それと、町民につきましては、広報2回にわたり周知をさせていただきました。テストキャンプもさせていただきました。また、今年の1月、新年交礼会の中で、私からも挨拶の中で皆様にお話をさせていただきました。議会だよりも、キャンプ場に係る記事も掲載したということで確認をしております。そういうようなことで、議員のほうにはそのようなお声があるということでございますけれども、そうであれば、その都度私どもに伝えていただきたかったというような、私は印象を持っております。この事業につきましては、予定では、今月の中旬に事業採択の内示がある予定でございます。着々と進めてまいりたいというように考えています。

議長  
湯本議員  
(再々質問)

1番 湯本 要議員。

いろいろ言われたんですけど、結局我々がやっぱり責任を持たなきゃならないのは、町民に対する責任だというふうに思っています。ですから、現状として町民の方々に御理解をいただく、そしてそのことが不十分な状態であれば、やっぱりそれをどういうふうに改善してい

くのか、どういう取組に問題があったのか、そこをですね、真摯にや  
っぱり考えてですね、町民の方との間で進めていかなきゃならないと  
いうふうに思うんです。で、今のような話になりますとね、結局今我々  
も問題にしています、町民の方々が町政に関心がないとか、議員の  
なり手不足だとかといいますけど、我々の側が、町政に対する距離感  
を、町民との間で遠くしてしまっている。町民の方々がもっともっと  
町政に関われる機会をつくって、意見を述べる機会をつくっていく。  
そのことがですね、町政に対する関心も強くなりますし、町政に様々  
な形で積極的に関わってくれる。そういう町になっていくんだという  
ふうに思っています。ここは平行線になりますので、いずれにしても  
ですね、お願いになりますけれども、あれこれの手続きをしたとして  
も、やっぱり町民の方の理解、町民の浸透度がまだ低いなというよう  
なところがあれば、様々な手だてを使ってですね、やはり町民に周知  
していくということが大事だというふうに思います。私の経過といい  
ますか、聞くところによれば、はれっぱですね。はれっぱをつくるか  
どうかといいますか、そういう時にはもっと町民の方との話し合いが  
あったと。町内会にも、それから各団体でも、もっともっと町のほう  
から来ていろいろ話をしましたよという、経験談なども伝わってきて  
います。であればやっぱり、どこかに不足があったんだろうというふ  
うに思いますので、そういった点ではこれからのまちづくり進め方  
について、ぜひ町民の声に耳を傾けられるように、工夫もしていただ  
いて、これはもうお願いになりますけど、お願いして、質問を終わりたい  
と思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

お願いということでございましたけども、なかなか私も理解できな  
いものですから、ちょっとお話をさせていただきます。どこに問題が  
あったのかということで議員お話しされていますけども、具体的に言  
っていただければ、私もそれを進めやすいと思っております。それと  
説明責任、これは十分町としても、これからも果たしていかなければ  
ならないと思っております。議員の中には、町民が知らないというお  
声が多くあるということでございますけれども、できれば議員のほう  
からそのような場合は、こうこうこうなっていますと。町との話は  
こういう説明を受けていますというようなことを言うていただけれ  
ば、不安解消につながると思います。以上です。

議 長

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日本日予定しておりました全ての日程が終了いたしました。予算審査  
特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが御異  
議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで  
休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前11時49分)

令和7年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和7年3月12日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

|      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 湯 本 | 要   | 2 番  | 西 股 | 裕 司 |
| 3 番  | 星   | 真 希 | 4 番  | 熊 木 | 恵 子 |
| 5 番  | 佐 藤 | 妙 子 | 6 番  | 細 川 | 美喜男 |
| 7 番  | 加 藤 | 真 悟 | 8 番  | 石 川 | 康 弘 |
| 9 番  | 高 橋 | 修 平 | 10 番 | 家 塚 | 雅 人 |
| 11 番 | 側 瀬 | 敏 彦 |      |     |     |

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 熊 木 恵 子 | 5 番 | 佐 藤 妙 子 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

|       |       |       |         |
|-------|-------|-------|---------|
| 事務局 長 | 斉 藤 隆 | 議事係 長 | 富 木 孝 郎 |
|-------|-------|-------|---------|

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

|         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| 町 長     | 大 崎 貞 二 | 教 育 長 | 西 田 篤 人 |
| 監 査 委 員 | 白 倉 敏 美 |       |         |

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 副 町 長   | 小 林 史 典 | 総 務 課 長     | 笠 原 大 介 |
| まちづくり課長 | 藤 田 雅 章 | 住 民 課 長     | 藤 木 雅 彦 |
| 税 務 課 長 | 渡 辺 廣 貴 | 保 健 福 祉 課 長 | 谷 藤 朋 代 |
| 産業振興課長  | 岩 本 聖   | 都 市 整 備 課 長 | 黒 島 滋 規 |
| 会計管理者   | 蛭 沢 千 晴 | 病 院 事 務 長   | 渡 部 浩 二 |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 ご苦労さまです。  
 去る3月6日より予算審査特別委員会のため休会となっております。  
 令和7年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
 本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程26 議案第20号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第20号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第20号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、マイナンバー及びマイナンバーカードに関する所要の改正が行われたことから、本条例における引用条項を改正するものでございます。

それでは別途配布しています議案20号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第2条、定義について、法律の改正にあわせて、引用条項の整理を行うもので、第3号から第6号までの引用条項を1項ずつ繰り下げるものです。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上で、議案第20号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第20号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程27 議案第21号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第21号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

議長 総務課長 それでは、議案第21号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の本条例における、引用条項を改正するものです。

それでは、別途配布しております議案第21号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

附則、第2項については、経過措置の規定で、法律の引用条項の整理を行うものでございます。

最後に、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上で、議案第21号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第21号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程 28 議案第 22 号から日程 29 議案第 23 号までの 2 議案につきまして関連がございますので一括提案をいたします。

●日程 28 議案第 22 号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

●日程 29 議案第 23 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上、2 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 22 号及び議案第 23 号につきましては、いずれも育児介護休業法等の一部改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 22 号及び議案第 23 号の 2 議案について説明を申し上げます。

初めに、議案第 22 号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、育児介護休業法等の一部改正により、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直しなどを行うもので、第 1 条については、南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正について、第 2 条につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、2 つの条立てにより改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第 22 号資料 新旧対照表をごらん願います。初めに、第 1 条による改正の説明をいたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項については、次ページにかけまして、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、現行は「3 歳に満たない子」を上限としていたものを、「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものでございます。

次に、第 16 条第 1 項については、介護休暇の規定で、条項追加に伴う文言整理を行うものです。

次に、第 16 条の 3 については、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する、意向確認等の規定で、次ページにかけまして、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、職員に対して、介護両立支援制度又は措置、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談を実施しなければならないこと、第 2 項では、職員に対して、40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならないことを規定するものでございます。

次に、第 16 条の 4 については、勤務環境の整備に関する措置につ

いて、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置を規定するものです。次ページにまいります。

第2条による改正、令和4年12月14日条例第23号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

附則、第3項については、経過措置の規定で、法律の引用条項の整理を行うものでございます。次ページにまいります。

改正附則として、施行期日、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

第2条につきましては、経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第23号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、育児介護休業法等の一部改正に伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について、「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」においても改正されたことから、当該法律からの引用条項の整理を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第23号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第18条第3項中、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

最後に附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上で、議案第22号及び議案第23号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第22号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第23号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第22号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異

議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第23号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程30 議案第24号 町道路線の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第24号 町道路線の変更につきましては、石狩川改修工事のうち、南幌築堤工事及び旧夕張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として必要となるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第24号 町道路線の変更について説明を行います。別途配布している議案第24号資料 町道認定路線変更図をあわせてごらんください。

北海道開発局が行う石狩川改修工事のうち、南幌築堤工事及び旧夕張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部を河川用地として必要な部分を除くため、路線の変更を行うものです。

青色が変更前、赤色が変更後でございます。

整理番号31、路線名、西14号、旧終点、南幌町1021番1、旧夕張川を、新終点、南幌町3003番5、服部健二地先に変更するものです。なお、変更する道路用地の延長は7.2メートル減となり、用地の所有は従前から国有地であるため用地の処理は発生いたしません。以上で議案第24号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第24号 町道路線の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程31 議案第25号 南空知葬斎組合規約の変更についてを

議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第25号 南空知葬斎組合規約の変更につきましては、組合事務所の移転に伴い、組合規約の変更について構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

議 長 詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

住民課長 内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第25号 南空知葬斎組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。本規約の変更につきましては、施設運営等事務の効率化を図るため、組合事務所を移転することに伴い、組合規約に定める組合の事務所の位置を改めることについて、構成する各町において規約変更の協議を行うものです。

それでは別途配布しております議案第25号資料 新旧対照表をごらんください。左側が変更後、右側が変更前、下線の箇所が変更部分でございます。

第4条、組合の事務所の位置について、「夕張郡由仁町新光200番地、由仁町役場」を、「夕張郡長沼町字フシコ7790番地、伏古斎苑」に改めるものでございます。

次に、附則として、この規約は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第25号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第25号 南空知葬斎組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程32 議案第26号 岩見沢市と南幌町における定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第26号 岩見沢市と南幌町における定住自立圏の形成に関する協定の締結につきましては、定住自立圏の形成に関する協定について、岩見沢市と締結するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第26号 岩見沢市と南幌町における定住自立圏の

形成に関する協定の締結について、ご説明申し上げます。

初めに、概要について申し上げます。この協定の締結につきましては、国が定める定住自立圏構想推進要綱に基づき、昨年5月に中心市宣言を行った岩見沢市と構成市町として南幌町を含めた南空知8市町が、定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、「南幌町議会の議決すべき事件に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、締結する協定書の内容をご説明申し上げます。次ページをお開き願います。南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や、住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで、将来に渡り誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて、中心市である岩見沢市と各市町がそれぞれ1対1で協定を締結しようとするものであり、協定の内容は同一となります。次ページをごらんください。

定住自立圏の形成に関する協定、岩見沢市と南幌町は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条の目的では、中心市宣言を公表した岩見沢市と南幌町が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的として規定しているものです。

第2条では、基本方針を規定しているものです。

第3条では、連携して取り組む3つの政策分野である「生活機能の強化に係る政策分野」、「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」、「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」の内容並びに岩見沢市と南幌町の役割分担を別表において規定しているものです。

第4条では、事務執行にあたっての連携及び分担、次ページをお開きください。

第5条では協定の変更、第6条では、協定の廃止、第7条では、協議について、それぞれ規定しているものです。協定の締結につきましては、中心市である岩見沢市及び構成市町のそれぞれの議会議決後、今月下旬に協定の締結を予定しております。次ページをごらんください。

第3条で掲げられた、連携して取り組む3つの政策分野について、別表として、項目、取組内容、岩見沢市の役割、南幌町の役割を掲げており、別表1では「生活機能の強化に係る政策分野」で8分野、別表2では「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」で6分野、別表3では「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」で6分野を規定しているものであります。以上で、議案第26号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち

に採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第26号 岩見沢市と南幌町における定住自立圏の形成に関する協定の締結については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

白倉監査委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(午後 1時28分)

(午後 1時28分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開します。

●日程33 議案第27号 監査委員の選任についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長  
議 長  
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第27号 監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

監査委員のうち、識見を有する者から選任される委員の任期が、令和7年3月24日をもって満了となることから、現代表監査委員であります、白倉 敏美氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

選任につきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第27号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

白倉監査委員の着席を求めます。暫時休憩いたします。

(午後 1時30分)

(午後 1時30分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程34 議案第28号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長

(朗読する。)

議 町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第 28 号 公平委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。  
 公平委員 3 名の任期が、令和 7 年 3 月 22 日をもって満了となることから、現委員であります、渡邊 修一氏、川村 英俊氏、高松 佳子氏を再任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものです。  
 選任につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
 （なしの声。）  
 それでは採決いたします。  
 議案第 28 号 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
 （なしの声。）  
 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程 35 発議第 1 号 南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
 提案理由及び内容の説明を求めます。  
 5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 ただいま上程いただきました発議第 1 号 南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものであります。  
 別途配布いたしました発議第 1 号資料 新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。  
 第 2 条は定義を規定しており、第 3 項中「第 21 条第 1 項」を「第 21 条」に改めるもので、所要の改正を行うものです。  
 同条第 9 項では「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改めるもので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うものです。  
 第 18 条では、個人情報ファイル簿の作成及び公表を規定しており、第 2 項中、給与のあとに、「若しくは報酬」を追加するものです。2 ページ目をごらんください。  
 第 19 条では、開示請求権を規定しており、第 1 項中、「議会の保有する」を削除するもので、所要の整備をするものです。  
 第 39 条では、利用停止請求権を規定しており、第 1 号中、「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改めるもので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う

ものです。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第1号 南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程36 発議第2号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、年度毎の承認案件でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程37 発議第3号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程38 発議第4号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程35 発議第5号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに

決定をいたしました。

追加日程1 発議第6号から追加日程2 報告第1号までの2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程1 発議第6号から追加日程2 報告第1号までの2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第6号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 石川 康弘 議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第6号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 報告第1号 令和7年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

8番 石川 康弘議員。

令和7年3月11日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第7号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第12号 職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第13号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号 令和7年度南幌町一般会計予算、議案第15号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第

石川議員  
議 長

石川議員

16号 令和7年度南幌町病院事業会計予算、議案第17号 令和7年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第18号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和7年度南幌町下水道事業会計予算。以上13議案について、3月7日、10日、11日の3日間において慎重審議をした結果、全会一致により可決すべきものと決定しました。以上です。

議長

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第 7号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の寒冷地手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 令和7年度南幌町一般会計予算

議案第15号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和7年度南幌町病院事業会計予算

議案第17号 令和7年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第18号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 令和7年度南幌町下水道事業会計予算

以上13議案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席 0名)

どうぞ御着席ください。賛成起立全員であります。よって本13議案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

これをもちまして閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時51分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_